

第1章 計画の趣旨

第1節 計画の位置付け

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービス等の提供が行われていますが、障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう同法第89条に基づき「障害福祉計画」を策定します。

第1期及び第2期計画に引き続き今回、平成24年度から平成26年度を期間とする第3期計画を作成し、計画的なサービスの提供に努めていくこととします。

また、この計画は障害者基本法に基づく「鹿児島県障害者計画」の実施計画としても位置付けて、計画期間中に重点的に取り組む施策についても併せて定めます。

第2節 計画の基本理念

計画の基本理念は、第1期からの考え方を継承し、次のとおりとします。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

その際、障害者等の様々なニーズや生活環境等に適切に対応するため、関係機関との緊密な連携に努めます。

(2) 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスについては、市町村が実施主体となっており、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されています。今後とも、相談支援体制の整備を支援するとともに人材育成に努め、発達障害や高次脳機能障害も含め、地域の実情を踏まえた県の支援を通じて、市町村における障害福祉サービス提供の充実を図ります。

(3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、グループホーム等の充実による地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO等によるサービスの提供等、社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

第3節 計画の期間

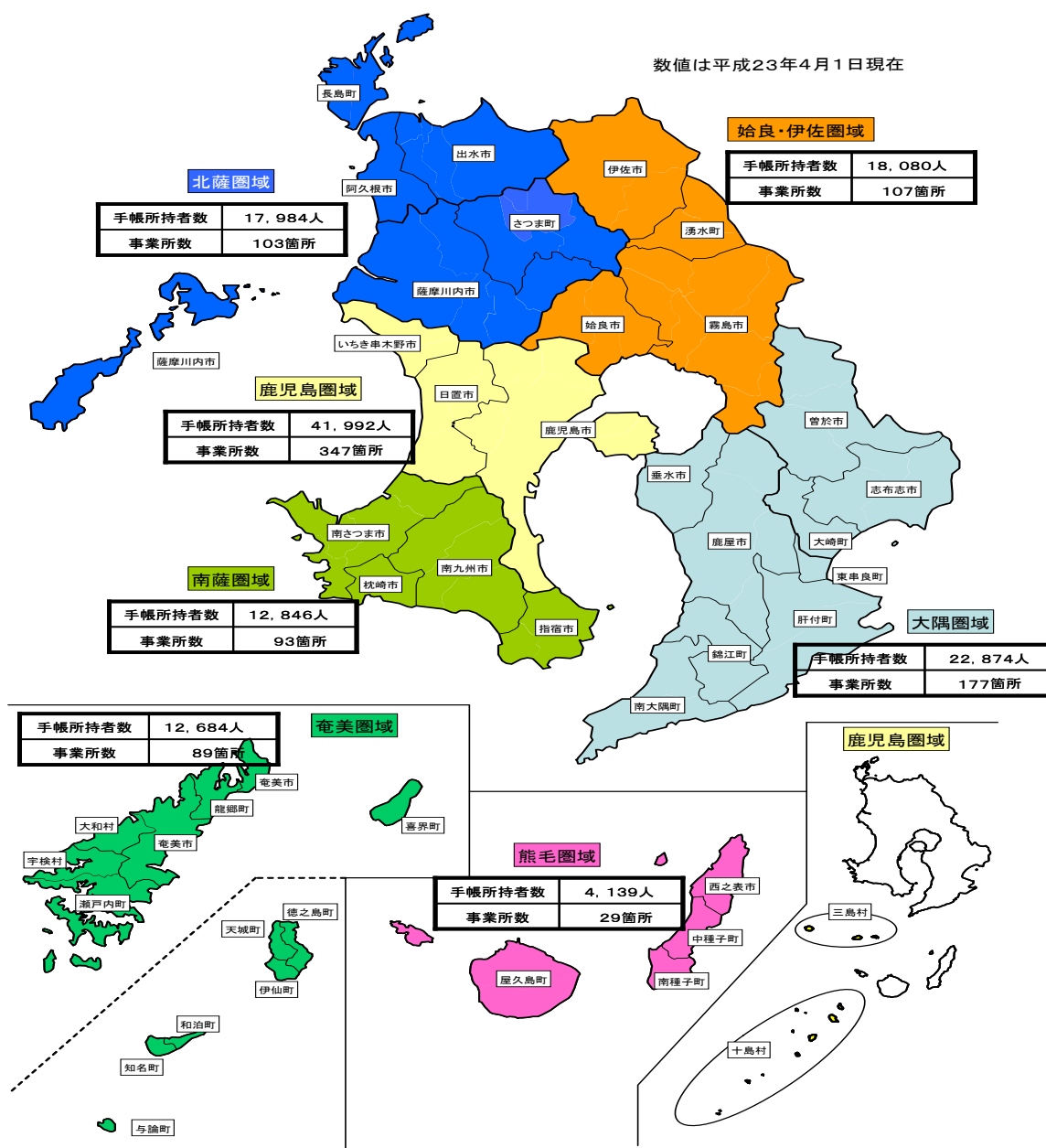
平成24年度から平成26年度とします。

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
県 障 害 者 計 画 (H 1 5 ~ H 2 4)									次期県障害者計画			
〔障害福祉計画〕												
		← 第1期計画 →			← 第2期計画 →			← 第3期計画 →				

第4節 圏域の設定

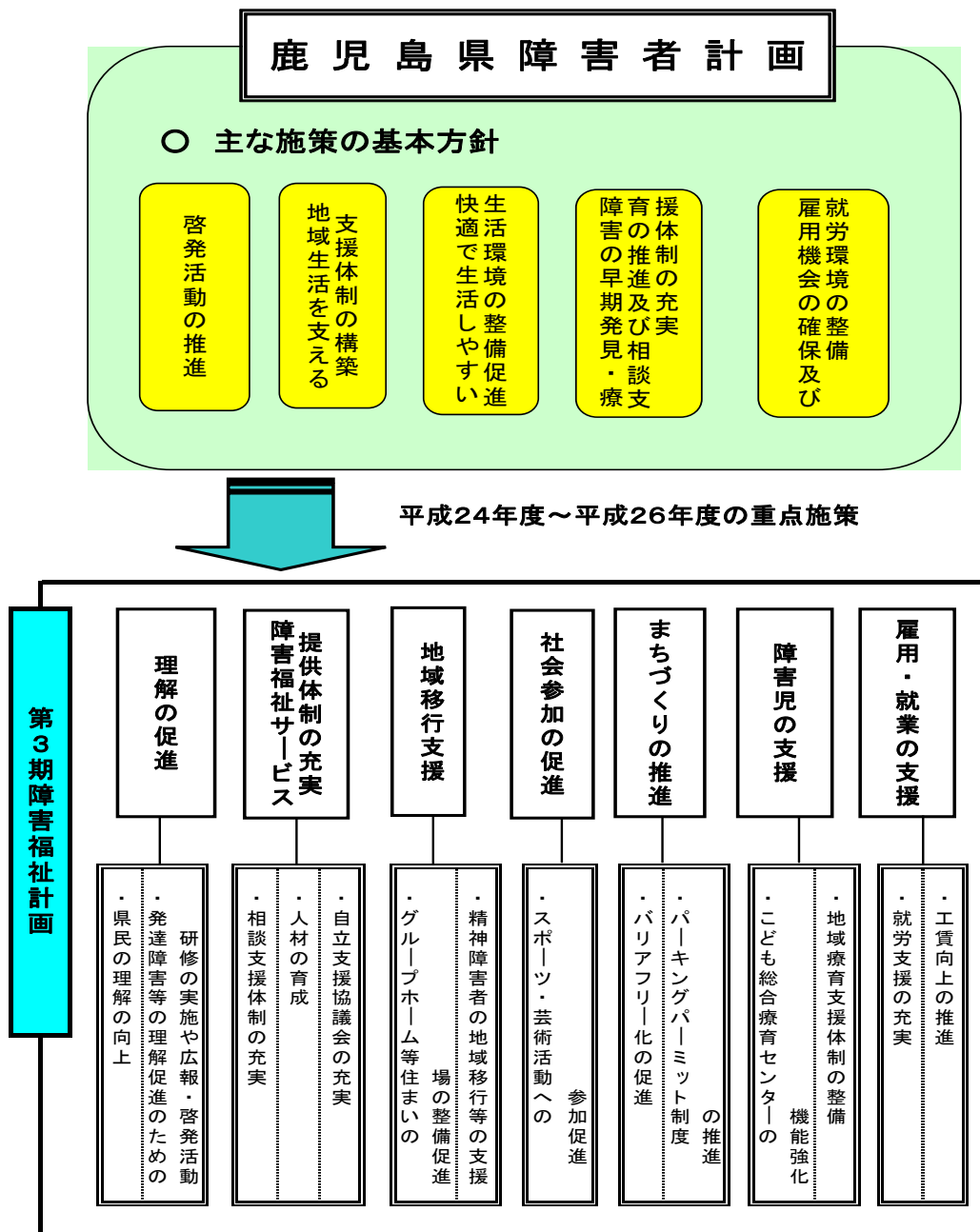
障害福祉サービス，指定相談支援の種類ごとの見込を定める単位等となる障害保健福祉圏域を県地域振興局・支庁の所管区域とします。

圏域名	圏域を構成する市町村
①鹿児島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡(2)
②南薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
③北薩	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
④始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
⑤大隅	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，肝属郡(4)
⑥熊毛	西之表市，熊毛郡(3)
⑦奄美	奄美市，大島郡(11)



第2章 計画期間中において重点的に取り組む施策

第3期障害福祉計画は「県障害者計画」の実施計画としても位置付けられます。計画期間中の平成24年度から平成26年度までにおいて、障害者等が地域で安心して暮らすことができるよう、特に次のような施策に取り組みます。



(1) 理解の促進

① 県民の理解の向上

障害及び障害者に関する県民への理解を促進するため、県においては障害者保健福祉大会を毎年開催するとともに、広報誌「ありば」やテレビ等の広報媒体を活用して広報活動に努めており、また、「障害者週間」における各種行事等を中心に障害者団体などによる啓発活動も実施されています。

今後とも障害者週間における広報・啓発活動などを通じて、障害及び障害者に対する理解や認識の向上に努めます。

【主な広報・啓発内容】

項 目	内 容
広報誌「ありば」	9月、3月の年2回発行（各5,000部）
障害者保健福祉大会	障害者週間の関連行事として毎年開催
県政広報番組	障害者週間に合わせて放送
障害者週間のポスター	各市町村、関係団体に送付
心の輪を広げる体験作文 障害者週間のポスター	各小中学校へ作品応募依頼
障害者雇用支援・激励大会	障害者雇用支援月間の関連行事として毎年開催

② 発達障害等の理解促進のための研修の実施や広報・啓発活動

発達障害や高次脳機能障害などは、見た目には障害があることがわかりにくいいため、周りの人達も障害があることに気づきにくいという特徴があります。そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校・職場や地域で困難を抱えたりすることがあります。

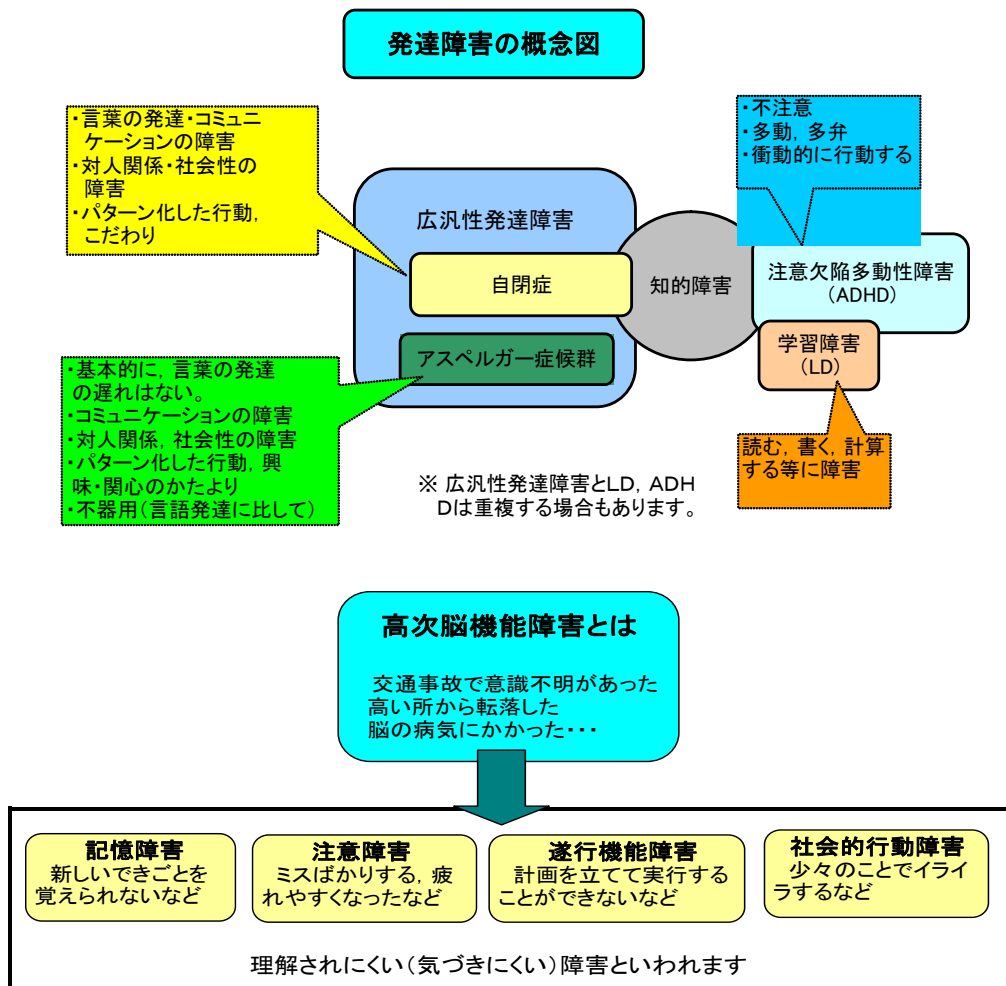
○ 県民への広報・啓発

発達障害は新しい概念であり、まだ周知や理解が十分でないと考えられることから、発達障害に関する新たなパンフレットを作成・配布するとともに、様々な機会を通じて県民の発達障害への理解に努めます。

高次脳機能障害については、県精神保健福祉センター内に設置している高次脳機能障害者支援センター等において県民への広報・啓発に努めます。

○ 関係機関の職員への広報・啓発

窓口等で発達障害児・者等に接する機会が多い公的機関や保育所等関係機関に勤務する職員などの理解は特に重要であることから、これらの関係者に対しては研修等も実施して理解の促進に努めます。



(2) 障害福祉サービス提供体制の充実

① 相談支援体制の充実

障害福祉サービスの実施主体は市町村であり、相談支援についても第一義的には市町村における体制整備が必要ですが、相談支援専門員を配置した相談支援事業所への委託を実施している市町村もある一方、専門職員の配置が困難で窓口対応のみの市町村もあるなど取組状況に差があります。

また、平成24年度からサービス等利用計画の充実を図るための計画相談支援（指定特定相談支援事業者）、地域移行・定着を支援するための地域相談支援（指定一般相談支援事業者）等が実施されるなど、障害者の地域移行を進めるために支援体制の拡充も求められています。

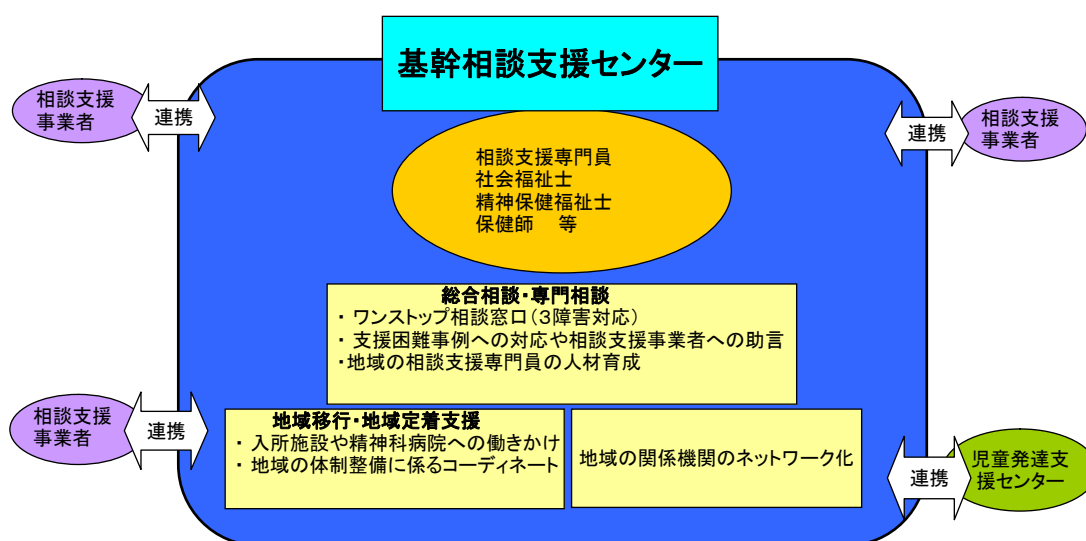
○ 研修等の開催

このため、相談支援事業者への研修等を開催して、身近な地域において障害福祉サービスの提供が円滑に実施されるよう相談支援体制の充実を図ります。

○ 基幹相談支援センターの設置

また、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）や地域移行・定着等の新たな支援などを行う基幹相談支援センターについて、地域自立支援協議会と相まって地域の相談支援体制の強化を図るため設置を促進します。

【基幹相談支援センターの役割のイメージ】



② 人材の育成

障害福祉サービス等の提供にあたり重要な役割を担うのは人材であることから、サービス提供に係る責任者や専門職員の養成及びサービス提供に直接必要な人材の計画的な育成と確保を図るため、次のとおり研修等に取り組みます。

○ 事業所職員

相談支援従事者研修については、平成22年度までに250人、サービス管理責任者研修については913人、行動援護研修については125人が受講しています。これらの研修については、引き続き実施して地域性も考慮した人材の育成等に努めるとともに、平成23年10月から創設された同行援護についても従業者研修を実施して、サービスの提供体制の整備に努めます。

○ 市町村職員

認定調査員等研修会や事務説明会等を通じてスキルアップに努めているところであり、県が実施するこれらの研修会等を引き続き実施するとともに、相談専門員等を対象とした研修へも参加を働きかけるなど、資質の向上を支援してまいります。

また、障害程度区分認定が適正に行われるよう、今後も研修会を通じて認定調査員、市町村審査会委員等の資質向上を図ります。

○ 身体障害者相談員等

平成23年度は、身体障害者相談員192人、知的障害者相談員65人を委嘱しており、このほか精神障害者のピアカウンセラーとして活動される方がいます。

身体障害者相談員等については、平成24年度から設置主体となる市町村に対して、人材の配置や活用を指導します。相談員の質の確保については、県において引き続き研修等に取り組みます。

【人材育成に係る主な研修】

研 修 名	平成22年度実績	
	開催回数 (回)	参加者数 (人)
相談支援従事者研修 (初任者研修, 現任研修)	8	275
行動援護従事者研修	3	21
サービス管理責任者研修 (全体研修, 分野別研修)	11	463
障害程度区分認定調査員研修	2	114
市町村審査会委員研修	3	37
主治医研修	9	207
障害者自立支援法関係業務事 務説明会(市町村職員対象)	1	64
障害者地域生活移行環境づくり 研修会(相談員対象)	5	191

③ 自立支援協議会の充実

○ 現状

自立支援協議会は、障害者福祉に携わる地域の関係者が集まり、お互いの連携を密にするとともに、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、実情に応じたサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

県内における市町村の自立支援協議会の設置状況は、平成23年11月現在、27市町村と年々増加していますが、単なる行政からの報告の場にとどまっているなどの課題もあります。

障害者が抱えるニーズは複雑で多岐にわたり、地域の関係者とのネットワーク化を図り、継続的に社会全体で支える体制づくりが必要であり、自立支援協議会はその主導的役割を担うものです。

今回、障害者自立支援法が改正され、平成24年4月から自立支援協議会の設置が法定化され、一層の活性化が求められています。

○ 地域における支援体制の整備・強化

このため平成24年度以降も県内アドバイザーの派遣等により、自立支援協議会の立ち上げ、活性化を図り、地域における支援体制を整備します。

また、自立支援協議会を活性化するために、市町村では事例も少なく、専門性の高い相談支援や広域的な支援の対応が必要であることから、圏域毎に行政及び関係者で構成する地域連絡協議会（仮称）を設置し、市町村と県が連携して対応していきます。

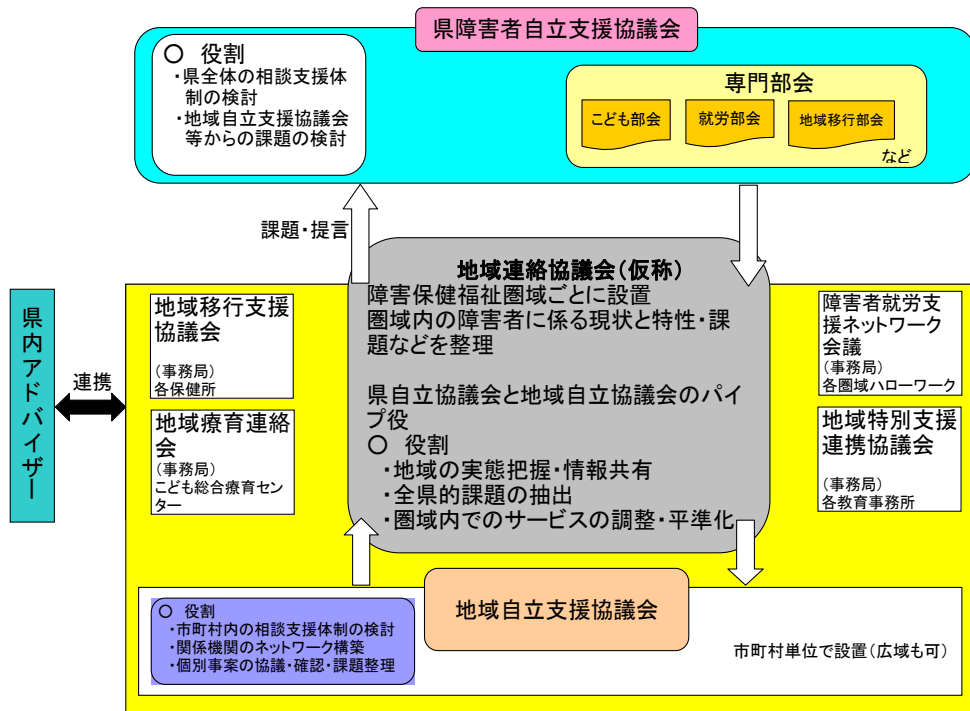
さらに県自立支援協議会は、全県的課題を整理し、その課題を還元することにより地域の相談支援体制の支援を図ります。

鹿児島県内における地域障害者自立支援協議会の設置状況

(平成24年1月1日 現在)

圏域名	番号	協議会名	構成市町村	設置年月日	備 考
鹿児島	1	鹿児島市障害者自立支援協議会	鹿児島市	平成20年5月22日	
	2	いちき串木野市地域自立支援協議会	いちき串木野市	平成20年3月19日	
	3	日置市地域自立支援協議会	日置市	平成21年3月25日	
		(未設置：2市町村)	三島村，十島村		
南薩	4	指宿市地域自立支援協議会	指宿市	平成19年3月1日	
	5	南さつま市地域自立支援協議会	南さつま市	平成19年10月1日	
	6	南九州市地域自立支援協議会	南九州市	平成22年2月19日	
		(未設置：1市町村)	枕崎市		
北薩	7	薩摩川内市障害者自立支援協議会	薩摩川内市	平成22年3月10日	
		(未設置：4市町村)	阿久根市，出水市，長島町 さつま町		○広域での設置に向けて協議中 ○定例会を開催中 相談事業所との定期連絡会を開催
姶良 伊佐	8	姶良市地域自立支援協議会	姶良市	平成22年3月23日 (平成19年3月28日)	
	9	伊佐市障害者自立支援協議会	伊佐市	平成19年6月1日	
	10	霧島市障害者自立支援協議会	霧島市	平成22年3月29日	
		(未設置：1市町村)	湧水町		
大隅	11	志布志市地域自立支援協議会	志布志市	平成19年3月27日	
	12	曾於市地域自立支援協議会	曾於市	平成22年3月9日	
	13	肝属地区障害者自立支援協議会	産屋市，垂水市，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町	平成23年4月1日	
		(未設置：1市町村)	大崎町		曾於地区（志布志市，曾於市）で広域設置協議中
熊毛	14	種子島地域自立支援協議会	西之表市，中種子町，南種子町	平成22年7月15日	
		(未設置：1市町村)	屋久島町		
大島	15	奄美地区地域自立支援協議会	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町	平成22年4月22日	
	16	和泊町自立支援協議会	和泊町	平成23年7月1日	
		(未設置：3市町村)	徳之島町，天城町，伊仙町		徳之島地区で広域設置協議中
		(未設置：3市町村)	喜界町，知名町，与論町		
(計)		(未設置：16市町村)	43市町村	27市町村（16カ所）	設置率：63%
※備考欄の網掛け地区（広域協議中）を含めた場合			(未設置：9市町村)	34市町村（18カ所）	設置率：79%

地域連絡協議会（仮称）のイメージ（案）



(3) 地域移行支援

① グループホーム等住まいの場の整備促進

グループホーム・ケアホームは、平成18年10月の67箇所から平成23年11月には131箇所へと増加し、地域移行を支える基盤整備が進んでいます。

しかしながら、地域生活への移行については、今後も精神障害者を中心に取り組む必要があり、生活介護や就労継続支援等「日中活動の場」の基盤整備とともに、「住まいの場」として、グループホーム・ケアホームの整備を促進します。

○ 事業者への補助等

障害福祉施設整備事業により社会福祉法人等がグループホーム等の新設、改修等を行う際に要する費用の一部を補助するとともに、社会福祉法人等がアパート等を借り上げてグループホーム等を設置する場合、借り上げ時の敷金や礼金を助成することにより、整備の促進に努めます。

○ 利用者への助成

また、グループホーム等の利用者へ居住に要する費用を助成する制度の活用を促進し、利用者の経済的負担の軽減に努めます。

【グループホーム等整備・利用に当たっての助成制度】

事業名等	補助対象事業	補助対象者	補助内容
障害福祉施設整備事業	施設整備及び借上物件のグループホーム改修等	社会福祉法人等	国1/2 県1/4 法人等1/4
グループホーム、ケアホームへの移行促進事業	グループホーム等整備にあたり、アパート等を借り上げる際の敷金・礼金	社会福祉法人等	入居者一人当たり 133千円以内
グループホーム、ケアホーム利用時の助成	共同生活住居における家賃	グループホーム等に係る支給決定を受けている障害者(当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。)	月額1万円 (家賃が1万円以下の場合は当該家賃の額)

② 精神障害者の地域移行等の支援

本県における精神病床の平均在院日数や、精神科病院在院期間1年未満での退院率は全国最下位にあり、精神障害者の長期入院化は大きな課題となっています。

長期入院患者等の地域移行・定着を推進するためには、対象者へ退院の働きかけを行う精神科病院、個別給付を担う指定相談支援事業所の他、市町村、保健所等関係機関の連携・協力が不可欠です。

○ ネットワークの構築

このため、圏域ごとに自立支援協議会の精神保健福祉専門部会（仮称）を設置し、地域のネットワーク体制の構築に努めます。

また、医療機関における退院支援と地域の生活支援サービスの有機的な連携を図るとともに、病院実地指導等において各精神科病院の地域移行体制整備に向けた指導・助言などを行います。

○ 市町村への助言等

市町村においては、精神障害者の地域移行を積極的に進めていくとともに、住民の健康を守る視点で保健活動を担うという重要な役割が期待されることから、精神障害者及び家族の個別支援や地域で孤立しないための当事者の集いや家族支援教室等の居場所づくり等に取り組んでいけるよう、保健所等を通じて市町村に対する助言などを行います。

○ 関係機関への研修等

これらの取り組みを進めるためには「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉の基本理念について、行政や医療関係者等が共通認識の下、官民協働で推進する必要があることから、引き続き関係機関への情報提供や研修会などを実施します。

【平均在院日数の推移】

（単位：日）

	H17	H18	H19	H20	H21
本 県	544.6	522.2	486.2	469.1	444.1
全 国	327.2	320.3	317.9	312.9	307.4

※資料 厚生労働省「病院報告」より

【1年未満入院者の平均退院率の推移】

（単位：％）

	H17	H18	H19	H20	H21
本 県	61.7	62.8	62.3	59.6	66.1
全 国	70.8	70.3	71.0	71.2	71.2

※資料 厚生労働省「精神保健福祉資料」より

(4) 社会参加の促進

① スポーツ・芸術活動への参加促進

○ スポーツ活動への参加促進

障害者のスポーツ活動については、各地域において障害者団体による各種スポーツ大会等が開催されるなどスポーツに親しむ取組がなされており、県においては障害者が県内各地から一堂に参加する県障害者スポーツ大会を毎年開催しているほか、全国障害者スポーツ大会への派遣を行うなど障害者スポーツの振興を図っています。

また、「ハートピアかごしま」においては、バドミントン大会や水泳教室などを開催して日常的にスポーツができる機会を設けているほか、各地域で地域交流スポーツ教室を開催するなど全県的な取組を進めています。

○ 芸術活動への参加促進

さらに、障害者の芸術・文化活動を支援するため書道教室やパソコン教室など文化教室を開催するとともに、その成果を発表する文化教室作品展示会を開催しています。

また、ふれあいコンサートなど音楽会の実施や障害者の家族等が集う友愛フェスティバル等への助成を行っています。

今後もこれらの開催や支援を通じて、障害者のスポーツ・芸術活動への参加促進に努めます。

【県障害者スポーツ大会への参加実績】

区 分	H 19 年度	H 20 年度	H 21 年度	H 22 年度	H 23 年度
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回
参加人数	865人	1,131人	1,091人	1,094人	1,127人

【スポーツ教室等の開催状況（平成22年度）】

	教 室 名	開催回数 (回)	受講・参加者 数(人)
スポーツ教室	水泳, 卓球バレー, フライングディスク, テニス, 太極拳, 示現流, 卓球, 地域交流スポーツ教室	197	1,497
文化教室	書道, フラワーアレンジメント, 茶道, パソコン, 絵手紙, お菓子デザート	64	546
友愛フェスティバル	県精神障害者文化・創作活動振興事業(親睦交流会, 体験発表, 作品展示等)	1	720

(5) まちづくりの推進

① バリアフリー化の促進

公共的施設のバリアフリー化を促進する「鹿児島県福祉のまちづくり条例」が平成11年4月に施行され、福祉のまちづくりに関する施策の基本方針として、①意識の高揚②環境づくりの推進③施設等の整備促進を掲げて諸施策を推進しています。

○ 普及・啓発の推進

バリアフリー化の取組については、県民、事業者等の理解・協力のもと自主的な活動に期待するという趣旨から、今後とも広報誌「ありば」の発行やバリアフリー研修会の開催等を通じて制度の一層の普及・啓発を行い、福祉のまちづくりを推進してまいります。

○ 施設等の整備促進

また、多くの人の利用が想定される公共的施設等における構造及び設備のバリアフリー化を図るため、整備基準(努力義務)や目標とする基準を具体的に定めており、障害者等に配慮した施設整備の促進に努めます。

【適合証】



公共的施設を所有し、又は管理する人は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、適合証の交付を請求できます。

なお、適合証の交付請求先は、特定公共的施設の新築等の届出先と同じです。

② パーキングパーミット制度の推進

身障者用駐車場の適正利用を図るため、県内共通の利用証を発行し、身障者用駐車場を必要とする方のために駐車スペースを確保する、鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）を平成21年11月から開始し、平成23年11月末現在で1,358の事業所に協力をいただき、利用証の発行件数も10,793件となっています。

○ 制度の普及

パーキングパーミット制度については、発行件数、協力事業所数とも順調に増加していますが、今後とも県民に対する制度の周知や事業所に対する協力依頼を引き続き行い、本制度のさらなる普及を進めます。

○ 他県での利用

なお、平成24年2月に、九州・山口全県（沖縄県を除く）で同制度が導入され、利用証が他県でも相互に利用できるようになりました。

【身障者用駐車場利用証】

(緑色)



障害者、高齢者
難病の方

【有効期間：5年】

(赤色)



車椅子常時利用者で
車を運転される方

【有効期間：5年】

(オレンジ色)

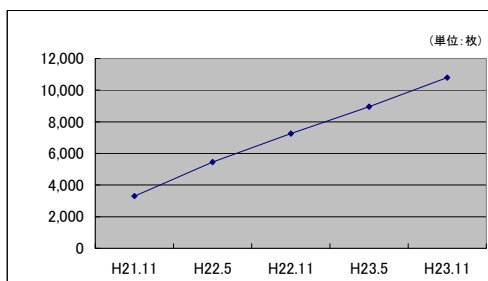


一時的に歩行困難な方

【有効期間：1年未満】

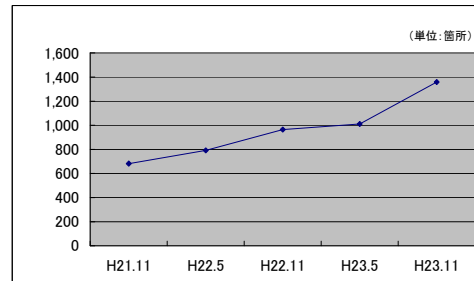
* 身障者用駐車場利用証及び協力施設数の推移

1 身障者用駐車場利用証交付数



H21.11	H22.5	H22.11	H23.5	H23.11
3,304	5,453	7,257	8,956	10,793

2 協力施設数



H21.11	H22.5	H22.11	H23.5	H23.11
682	792	964	1,011	1,358

(6) 障害児の支援

① こども総合療育センターの機能強化

○ こども総合療育センター

こども総合療育センター(以下「センター」という。)は、本県における障害児やその保護者を支援するための拠点として平成22年6月に本格オープンし、小児発達専門医や心理士等を配置して、発達障害をはじめとする障害児又はその疑いのあるこどもを対象に診療・療育、地域療育支援などを行っており、平成23年12月までに1,315人の初診診療を行っています。

発達障害は、その診断に当たって総合的な判断が必要であり、センターには専門機能の維持・向上が求められることから、センターに対するニーズや利用状況に応じて必要な医師・職員を配置するとともに、職員の専門性の向上のため研修の実施などにより機能の強化に努めます。

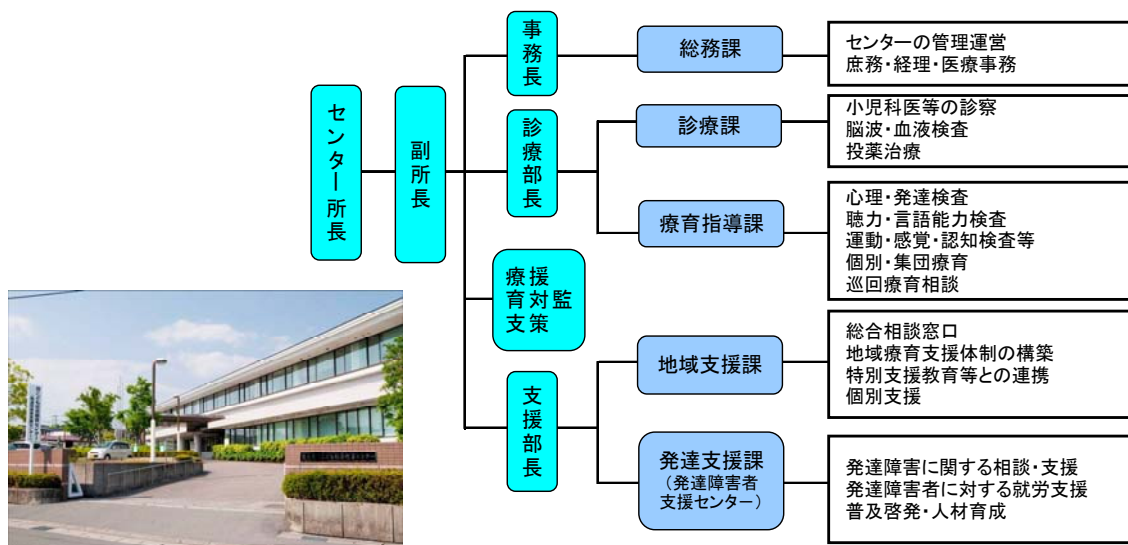
○ 発達障害者支援センター

こども総合療育センター内に発達障害者支援法に基づき発達障害者支援センターを設置しています。支援センターにおいては、発達障害者・児やその家族からの相談に応じて専門的な指導や助言を行っており、平成22年度は707件の相談がありました。

また、発達障害者・児に携わる医療、福祉、教育、就労等に従事する方々に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行っています。

今後とも就学前の発達支援から就学支援までライフステージに応じた支援を実施するとともに、関係者への研修会等を開催し、人材の育成に取り組みます。

こども総合療育センターの組織と業務の内容



② 地域療育支援体制の整備

発達障害児については、早期に発見し早期に支援することが必要であり、こども総合療育センターによる専門的支援とあわせて、地域において障害の程度等に応じて支援する体制の構築が求められます。

○ 一次機能の構築

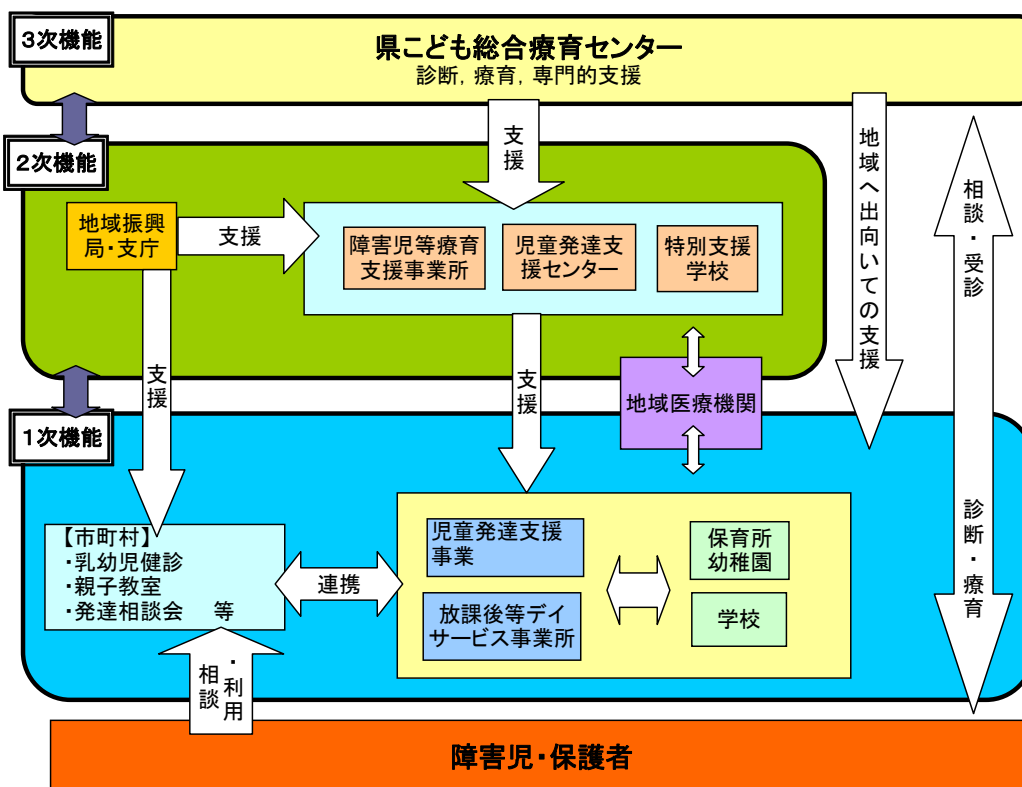
このため、市町村が実施する乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等を支援して早期発見に努めるとともに、健診等で要経過観察となった児童等に対しては、親子教室や発達相談会、児童発達支援事業（現：児童デイサービス）による療育の場の提供等、地域において早期支援につなげる体制の構築を進めます。

○ 二次機能の構築

また、これらの取組を支援するため障害保健福祉圏域をベースに障害児等療育支援事業所や児童発達支援センターの充実を図り、県の地域振興局・支庁による支援と併せて、一次機能への支援体制を整備します。

○ センターの役割と一次、二次機能との連携

さらに、地域療育支援体制の整備を進めるには、発達障害に関する専門機関である、こども総合療育センターの支援が重要であることから、同センターによる関係機関への研修等を引き続き行うとともに、各機関の連携体制を構築して重層的なネットワーク化を図り、発達障害児の支援に努めます。



(7) 雇用・就業の支援

① 就労支援の充実

障害者の職業生活における自立を図るため、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を県内4箇所を設置し、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業並びに、これに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行っており、平成22年度は144人の方の就職につなげることができました。

○ センターの整備

今後は、未設置の3圏域へのセンター設置に努め、県内の全域で身近に利用ができる体制を整備します。

○ 関係機関との連携

また、障害者の就職については、鹿児島労働局や鹿児島障害者職業センター等の支援が重要であることから、センターとこれらの関係機関との連携の強化に努めます。

【障害者就業・生活支援センターによる就職実績】

センター名		20年度	21年度	22年度
かごしま (H15年設置)	就職者数	35	30	40
	うち福祉施設からの就労	3	12	9
おおすみ (H20年設置)	就職者数	12	35	52
	うち福祉施設からの就労	0	8	10
あいらいさ (H22年設置)	就職者数	—	—	52
	うち福祉施設からの就労	—	—	7
あまみ (H23年設置)	就職者数	—	—	—
	うち福祉施設からの就労	—	—	—
合計	就職者数	47	65	144
	うち福祉施設からの就労	3	20	26

※ 未設置圏域：南薩，北薩，熊毛

② 工賃向上の推進

○ 工賃倍増計画の現状

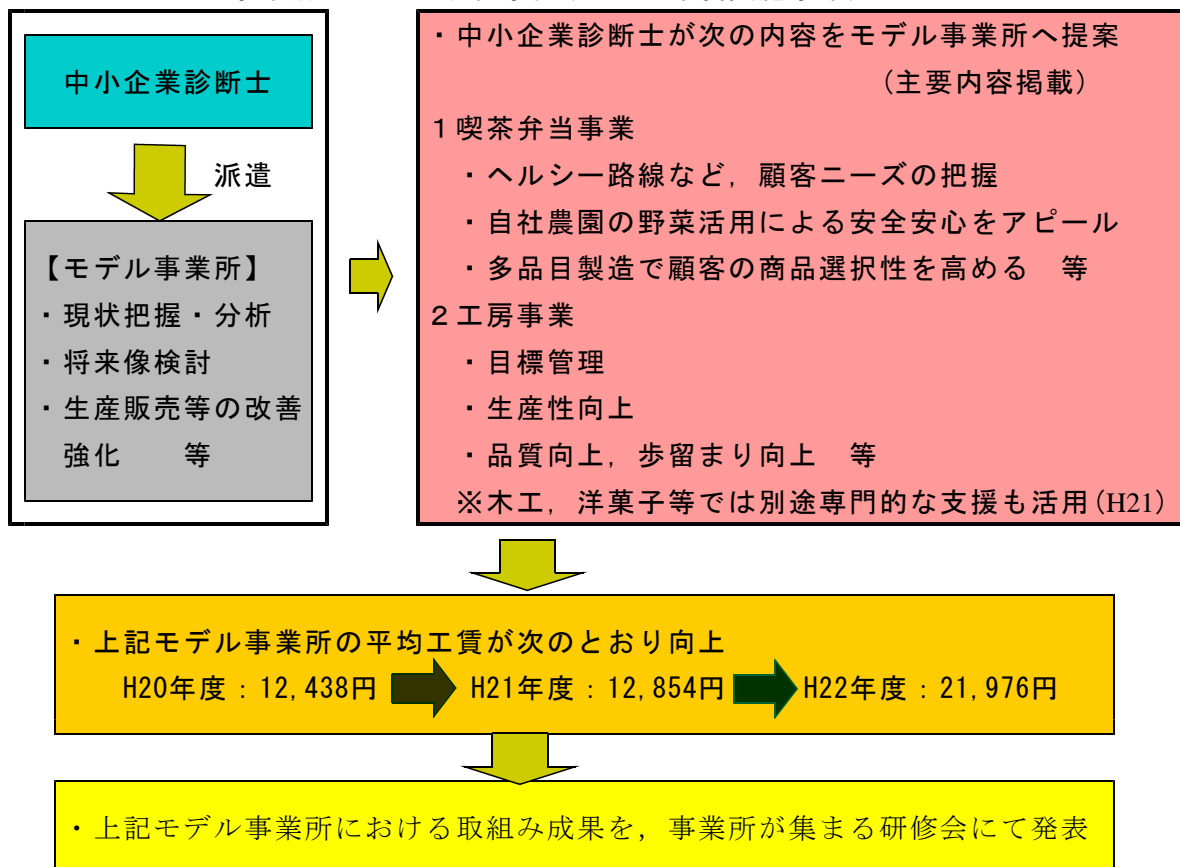
平成19年度から平成23年度を計画期間とする工賃倍増計画においては、平成18年度の工賃実績の平均月額12,809円を平成23年度までに約2倍の25,000円以上にすることを目標としています。

これまで中小企業診断士を派遣して、商品開発や民間の経営手法を習得させるなどの専門的な指導助言を行うモデル事業の実施やその成果を各就労系事業所に周知するための研修事業の実施等に取り組んできました。その結果、約4割の事業所において工賃が向上し、また3割近くの事業所では2割以上の増額となっています。

○ 今後の取組

障害者の地域における自立のためには工賃水準の引き上げが重要であることから、これまでの取組の課題の検証や関係者の意見等を踏まえながら、経営改善や商品開発、市場開拓など福祉施設に対する安定的な仕事の確保に向けた取組を支援し、引き続き工賃の向上を目指します。

※ モデル事業所における取組事例（H20年度実施事業）



第3章 第1期及び第2期計画の実績

(1) 平成23年度における目標値に対する実績

平成19年3月及び平成21年3月に作成した鹿児島県障害福祉計画の第1期及び第2期に定めている①福祉施設の入所者の地域移行、②入院中の退院可能精神障害者の減少目標値、③福祉施設から一般就労への移行等についての平成23年度における目標値に対する実績は次のとおりです。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月現在の入所者4,061人のうち、平成18年度から平成23年度の間552人(13.6%)が、グループホーム等の地域生活へ移行するという目標値に対する実績です。

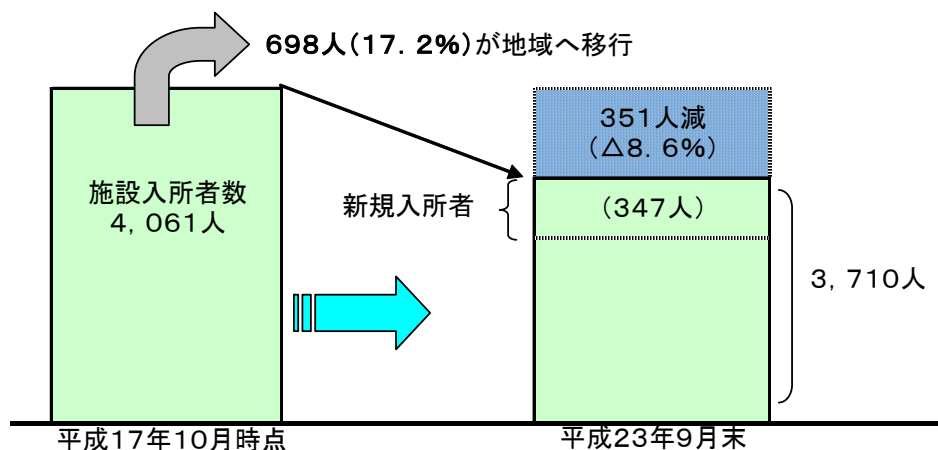
平成23年9月末の実績は、698人(17.2%)で目標値を上回って地域移行が進みました。

(単位:人,%)

項目	数値	実績	達成率	備考
施設入所者数 (A)	4,061			平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	552	698	126.4	(A)のうち、平成23年度までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	13.6	17.2		移行者数割合 (B)÷(A)
新規入所者数 (C)		347		
【目標値】 削減見込 (D)	289	351	121.5	(A)に対する平成23年度末段階での削減見込数 (B)－(C)
	7.1	8.6		削減割合 (D)÷(A)
入所者数		3,710		(A)－(B)＋(C)

* 実績は平成23年9月末

【福祉施設からの地域生活への移行等】



② 入院中の退院可能精神障害者の減少

平成18年10月現在の退院可能精神障害者691人を平成23年度末までに583人を減少させ、平成24年度末までに691人を全て解消するという目標値に対する実績です。

平成23年9月末では499人となっています。

(単位:人, %)

項目	数値	実績	達成率	考え方
退院可能精神障害者 (A)	691			平成18年10月末時点において退院可能な精神障害者数
【目標値】 減少数	583	499	85.6	(A)のうち平成23年度末までに減少を目指す数

* 実績は平成23年9月末

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を平成17年度の18人に対し、その3倍の54人としています。

平成22年度は、45人が福祉施設から一般就労しています。

(単位:人, %)

項目	目標値	実績	達成率	考え方
年間一般就労移行者数	54	45	83.3	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(下段は平成17年度の一般就労移行者数18人に対する倍率)
	3.0	2.5		

※ 実績は平成22年度

(2) 指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとのサービス見込量の実績

平成23年度末における障害福祉サービス、相談支援のサービス見込量に対する実績は、次のとおりです。平成23年9月現在の実績では、見込量を下回っているサービスがいくつか見られますが、同時点ではまだ新体系への移行が終了していないことなどが理由と考えられます。

なお、利用者数や事業所数は年々増加してきています。

(単位:1か月あたり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	21年度		22年度		23年度		
	見込量	3月実績	見込量	3月実績	見込量	9月実績	対見込量
(A) 訪問系サービス							
居宅介護							
重度訪問介護	52,261時間	39,754時間	54,581時間	54,730時間	62,644時間	56,462時間	90.1%
行動援護							
重度障害者等包括支援							
(B) 日中活動系サービス							
生活介護	51,489人日	29,219人日	60,520人日	47,117人日	75,183人日	59,713人日	79.4%
自立訓練(機能訓練)	1,785人日	233人日	2,037人日	386人日	2,827人日	730人日	25.8%
自立訓練(生活訓練)	9,334人日	7,707人日	11,300人日	6,463人日	15,043人日	6,482人日	43.1%
就労移行支援	6,151人日	9,066人日	6,650人日	8,966人日	7,149人日	9,159人日	128.1%
就労継続支援(A型)	5,400人日	3,995人日	6,629人日	5,264人日	8,931人日	5,430人日	60.8%
就労継続支援(B型)	26,273人日	24,840人日	31,809人日	34,396人日	43,930人日	36,576人日	83.3%
療養介護	94人	59人	101人	71人	108人	75人	69.4%
児童デイサービス	8,597人日	6,207人日	9,273人日	8,337人日	9,973人日	9,519人日	95.4%
短期入所	4,418人日	4,480人日	4,737人日	3,995人日	5,049人日	4,046人日	80.1%
(C) 居住系サービス							
共同生活援助							
共同生活介護	1,225人	1,255人	1,390人	1,240人	1,723人	1,318人	76.5%
施設入所支援	2,267人	912人	2,834人	1,305人	3,772人	1,805人	47.9%
(D) 相談支援(サービス利用計画作成対象者)							
相談支援	164人	23人	177人	36人	197人	33人	16.8%

【参考:新体系移行前の旧法施設サービス】

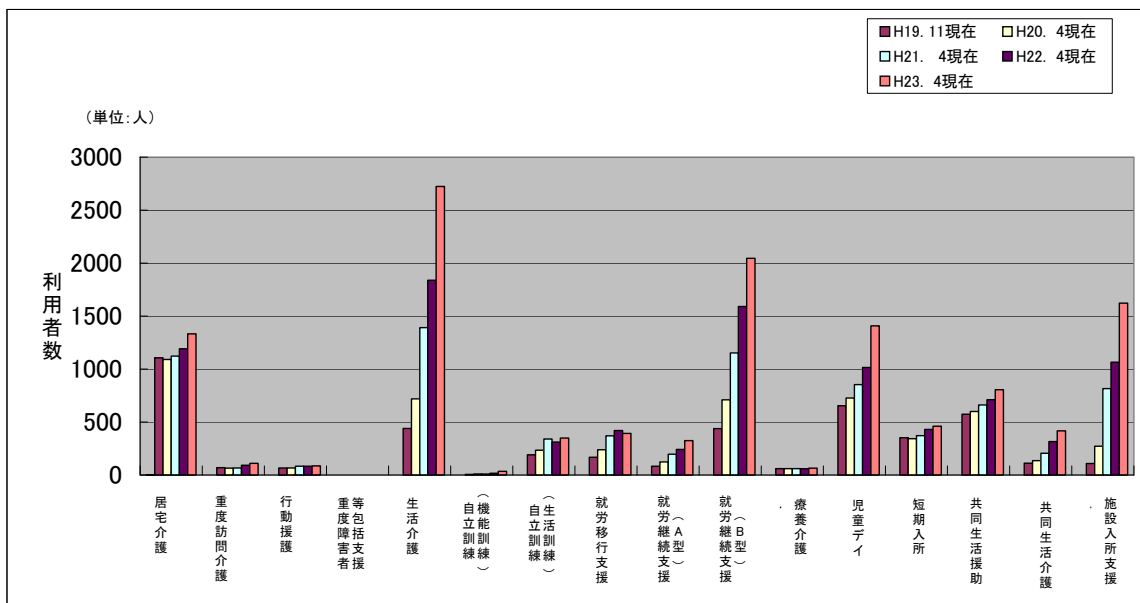
区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中活動系サービス(通所)		13,105人日		11,140人日	0人日	9,105人日
居住系サービス(入所)		3,003人		2,486人	0人	1,905人

* 旧法施設サービスの見込量は23年度末。

① サービス種類別利用者数の推移

(単位：人)

	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	(機能訓練)自立訓練	(生活訓練)自立訓練	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	計	対前期伸び率
H19. 11現在	1,106	70	66	0	440	7	190	168	82	438	61	654	352	574	112	109	4,429	
H20. 4現在	1,091	64	67	0	718	11	235	238	125	710	61	727	343	600	136	271	5,397	21.9%
H21. 4現在	1,123	67	82	0	1,390	10	340	371	197	1,153	62	855	372	662	206	816	7,706	42.8%
H22. 4現在	1,191	92	82	0	1,837	16	312	420	242	1,591	60	1,015	431	711	317	1,064	9,381	21.7%
H23. 4現在	1,332	111	86	0	2,723	34	349	393	324	2,045	64	1,408	461	804	417	1,622	12,173	29.8%

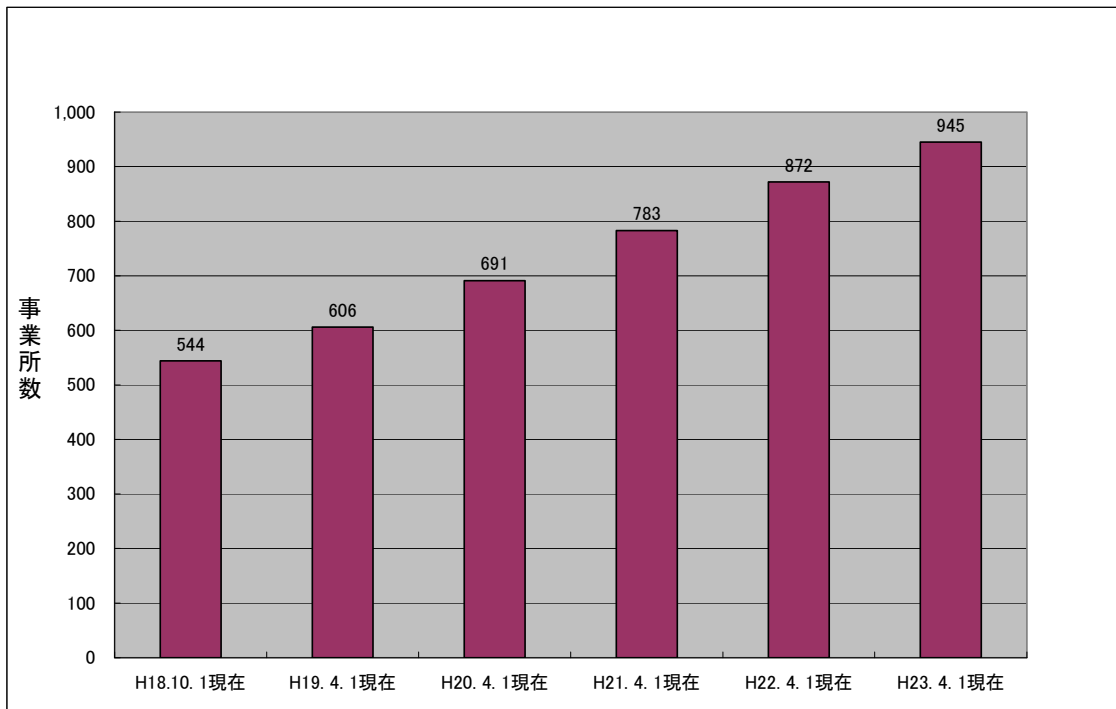


② サービス別事業所数の推移

(単位：箇所)

	居宅訪問・介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等	包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	
H18.10.1現在	256	36	3	6	9	1	6	1	28	89	56	11	0	42	544		
H19.4.1現在	264	38	3	16	14	6	21	1	28	91	60	13	2	49	606		
H20.4.1現在	258	40	3	32	24	16	50	1	30	94	67	17	7	52	691		
H21.4.1現在	254	37	3	54	29	27	76	1	33	98	71	22	20	58	783		
H22.4.1現在	254	36	3	75	42	33	91	1	43	98	79	31	24	62	872		
H23.4.1現在	258	36	2	85	38	41	117	1	47	95	84	37	36	68	945		

(平成23年4月1日現在)



(3) 地域生活支援事業の種類ごとの見込の実績

平成21年度及び平成22年度における地域生活支援事業の実績は、次の表のとおりです。

(単位:箇所,人)

事業名	21年度				22年度			
	見込		実績		見込		実績	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
(1) 専門性の高い相談支援事業								
①発達障害者支援センター運営事業	1	1,200	1	1,074	1	1,800	1	707
②障害者就業・生活支援センター事業	2	2,850	2	5,436	2	2,850	3	8,844
③高次脳機能障害支援普及事業	1	100	4	356	1	100	2	190
(2) 広域的な支援事業								
①県相談支援体制整備事業等								
ア県相談支援体制整備事業等	1	—	1	—	1	—	1	—
イ県自立支援協議会	1	—	1	—	1	—	1	—
ウ障害児等療育支援事業	8	—	8	—	8	—	9	—
②精神障害者退院促進支援事業	1	3	1	6	1	3	8	16
(3) 人材育成事業								
①相談支援従事者研修	1	100	1	56	1	100	2	99
②サービス管理責任者研修	1	150	1	275	1	150	1	169
③手話通訳者養成研修事業	2	19	2	17	2	19	1	12
④盲ろう者通訳養成研修事業	20	150	19	111	20	200	20	212
⑤音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	1	3	1	3	1	3	1	4
⑥相談員活動強化	1	271	1	266	1	271	1	260
⑦障害程度区分認定調査員等研修事業	10	500	14	490	10	500	14	358
(4) その他事業								
①生活訓練等事業	7事業	—	7事業	—	7事業	—	7事業	—
②障害者IT総合推進事業	1	20	1	41	1	20	1	27

- 1 「発達障害者支援センター運営事業」の利用者数については、平成21年度まで診断件数を含むが、平成22年度以降はこども総合療育センターで診断するため相談件数のみ記載
- 2 「高次脳機能障害支援普及事業」は、平成20年度から「高次脳機能障害者支援センター事業」に変更。また、「実施箇所数」は「研修会開催回数」に「利用者数」は「研修参加者数」に読み替える。
- 3 「精神障害者退院促進支援事業」は21年度から「精神障害者地域移行支援特別対策事業」に変更。また、「利用者数」は「退院者数」に読み替える。
- 4 人材育成事業の研修事業における「実施箇所数」は「研修開催回数」に、「利用者数」は「研修参加者数」に読み替える。

第4章 目標値，サービス見込量等

第1節 障害者の現状

(1) 身体障害者

身体障害者手帳の交付者数は平成22年度末で106,386人となっており，平成17年度末の101,444人と比較すると4,942人，4.9%の増加となっています。

① 年齢別身体障害者手帳交付状況

(単位:人)

	H17年度末	構成比率	H22年度末	構成比率	H22/H17
18歳未満	1,427	1.4%	1,518	1.4%	106.4%
18～64歳	27,507	27.1%	28,543	26.9%	103.8%
65歳以上	72,510	71.5%	76,325	71.7%	105.3%
計	101,444	100.0%	106,386	100.0%	104.9%

② 内容・程度別身体障害者手帳交付状況 (平成22年度)

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	3,725	2,516	642	514	860	729	8,986
聴覚障害	443	2,940	1,468	2,153	63	4,338	11,405
言語障害	40	100	553	290	0	0	983
肢体不自由	13,250	14,181	9,785	11,860	5,327	2,558	56,961
内部障害	14,983	359	6,664	6,045	0	0	28,051
計	32,441	20,096	19,112	20,862	6,250	7,625	106,386

(2) 知的障害者

療育手帳の交付者数は平成22年度末で15,880人となっており，平成17年度末の13,792人と比較すると2,088人，15.1%の増加となっています。

① 年齢別療育手帳交付状況

(単位:人)

	H17年度末	構成比率	H22年度末	構成比率	H22/H17
18歳未満	2,380	17.3%	2,953	18.6%	124.1%
18歳～64歳	9,842	71.4%	11,011	69.3%	111.9%
65歳以上	1,570	11.3%	1,916	12.1%	122.0%
計	13,792	100.0%	15,880	100.0%	115.1%

② 程度別療育手帳交付状況 (平成22年度)

(単位:人)

	重度	中・軽度	計
18歳未満	1,171	1,782	2,953
18歳～64歳	5,350	5,661	11,011
65歳以上	1,158	758	1,916
計	7,679	8,201	15,880

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は平成22年度末で8,333人となっており、平成17年度末の6,531人と比較すると1,082人、27.6%の増加となっています。

① 程度別精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位:人)

	H17年度末	構成比率	H22年度末	構成比率	H22/H17
1級	291	4.5%	299	3.6%	102.7%
2級	4,579	70.1%	6,424	77.1%	140.3%
3級	1,661	25.4%	1,610	19.3%	96.9%
計	6,531	100.0%	8,333	100.0%	127.6%

(注) 手帳の有効期間は2年。有効期間を延長する者は、更新手続きを行うこととなっており、交付件数は有効者数

② 入院・通院別状況

(単位:人)

	H17年度末	H22年度末	H22/H17
入院患者	9,548	9,141	95.7%
通院患者	15,837	18,932	119.5%

(注) 入院患者数は、各年度6月30日現在の数。通院患者数は、自立支援医療(精神通院医療)受給者数

(4) 発達障害者等

発達障害者、高次脳機能障害者については、それぞれの状態に応じて障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを受けることができます。

また、精神障害者保健福祉手帳の対象になることができます。

第2節 平成26年度目標値

第3期計画の最終年度である平成26年度末における数値目標は次のとおりとします。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 現状

第1期及び第2期計画では、平成17年10月1日時点の入所者4,061人のうち平成23年度末までに552人が地域移行を目指していますが、平成23年9月末の実績は698人で計画を上回って地域移行が進んでいます。

また、施設入所者を平成23年度末で289人減少させるという目標値については、平成23年9月末で351人の削減となっており、すでに計画を上回っています。

② 26年度目標値

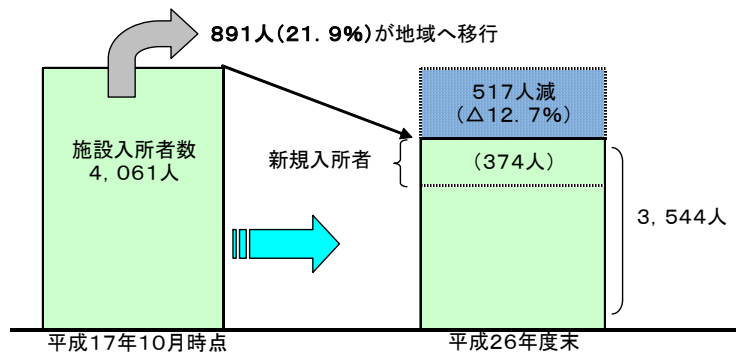
福祉施設入所者の地域生活移行への目標値については、市町村の目標値や前期計画の実績を踏まえ、891人(21.9%)とします。

また、障害者施設の入所者数については、前期計画の実績、市町村の目標値及び新体系移行の状況を踏まえ、517人(12.7%)の削減とします。

結果、平成26年度末時点の入所者数は3,544人となります。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日の施設入所者数(A)	4,061人	
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	891人 ----- 21.9%	平成17年10月1日の施設入所者4,061人のうち、平成26年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数 【国指針：3割以上】
【目標値】 福祉施設入所者の削減見込(C)	517人 ----- 12.7%	平成26年度末段階での削減見込数 【国指針：1割以上】
新規入所者数 (B)-(C)=(D)	374人	平成26年度末までに新規に福祉施設に入所する者の数
目標年度入所者数 (A)-(C)	3,544人	平成26年度末時点の入所者数

【福祉施設からの地域生活への移行等】



③ 地域生活移行支援のための方策

地域生活移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制が必要であり、相談支援体制の充実をはじめ、次のような取組等により地域移行を支援します。

- ・ 障害者の地域生活における多様なニーズに応えるためには、関係機関が連携を図り、継続的に社会全体で支える体制づくりが必要であることから、市町村等と県が連携して地域の社会資源のネットワーク化を図るとともに、地域における自立支援協議会の活性化を図り、地域における支援体制を整備します。
- ・ 社会福祉法人等がグループホームの新設等を行う際に要する費用の一部を補助するとともに、社会福祉法人等がアパート等を借り上げてグループホーム等を設置する場合、借り上げ時の敷金や礼金を助成することにより、グループホーム等の整備の促進に努めます。
- ・ グループホーム等の利用をさらに進めるために、平成23年10月から開始された、利用者に家賃の一定額を助成する事業の推進を図ります。
- ・ 障害者に対する地域住民の理解を深めるため、県民への広報・啓発に努めます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

① 現状

本県は、精神科病院入院患者のうち、在院期間1年未満入院者の平均退院率が平成21年度において66.1%で全国値の71.2%を下回っています。

また、入院期間別では5年以上入院している患者の割合は45.1%で全国値の38.1%を上回っており、全国に比べて長期入院患者が多く、全体的に退院が進んでいない状況です。

② 平成26年度目標値

第1期計画においては、「社会的入院者数」について目標値を設定していましたが、今回の計画では、精神科病院からの退院・地域移行を促進し、社会的入院の解消に向けた病院からの退院に関する目標値として、「1年未満入院者の平均退院率」及び「5年以上かつ65歳以上の退院者数」の2つの指標が国から示されました。この国の指標を踏まえて、本県における目標値は次のとおりとします。

項 目		数 値	考 え 方
1年未満入院者の平均退院率	平成17年度から平成21年度における平均退院率の平均値	62.5%	
	【目標値】平成26年度	66.9%	平成17年度から平成21年度における平均退院率の平均値より7%相当分増加させることを指標とする。
5年以上かつ65歳以上の退院者数	平成23年度	408人	平成23年6月1か月間の退院者数から算定
	【目標値】平成26年度	490人	国が示した「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を現在よりも20%増加させる」ことを指標とする。

③ 地域生活への移行等の方策

精神障害者の地域移行を進めるためには、精神障害があっても、住み慣れた地域で本人の望む生活を安心して送ることができるように、退院支援や地域生活の継続支援の充実を図る必要があり、次のような取組等により地域移行・地域定着を支援します。

- ・ 「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、さらなる退院の促進を図るために、保健所や市町村、精神科病院、指定相談支援事業所等を対象とした研修会の実施や情報提供に取り組みます。
- ・ 市町村における地域自立支援協議会を中核とした地域のネットワーク体制が構築されるよう助言等を行うとともに、医療機関と生活

支援サービス事業所等の有機的な連携の強化を図ります。

- ・ 地域における受け入れ基盤の拡充を図るために、保健所等を通じて、市町村における精神障害者の社会復帰支援活動を推進するとともに、一般住民に対する地域移行の理解促進のための普及啓発に努めます。
- ・ 精神疾患の患者数の増加や高齢化による認知症患者の増加等により、国において医療計画に記載すべき疾病として、新たに精神疾患が追加されたことを踏まえ、在宅の精神障害者の病状安定を図るために、医療機関との連携により、訪問診療や訪問看護等、在宅医療の推進を図ります。
- ・ 長期入院の患者の退院促進を進めるためには、夜間・休日の医療の確保に併せて、住まいの確保等が必要であることから、グループホームやケアホームの整備促進に努めます。
- ・ 平成24年4月から、都道府県の精神科救急医療体制の整備に係る努力義務が明記された改正精神保健福祉法が施行されることから、精神科医療機関等の関係機関との連携を図り、24時間365日対応できる精神医療相談窓口等の体制整備に努めます。
- ・ 精神障害者が地域で安定した生活を維持するために、通院の継続やデイケア等への参加により病状の安定を図る必要があり、そのためには、移動手段の確保は欠かせないことから、公共交通機関の運賃割引等の優遇措置の対象の拡大に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 障害者就労の現状

平成22年度の公共職業安定所を通じた就職件数は、1,090人で、平成17年度の624人と比較すると74.7%の増加となっています。

また、特別支援学校においては、平成22年度の卒業生239人のうち46人が一般就労しています。

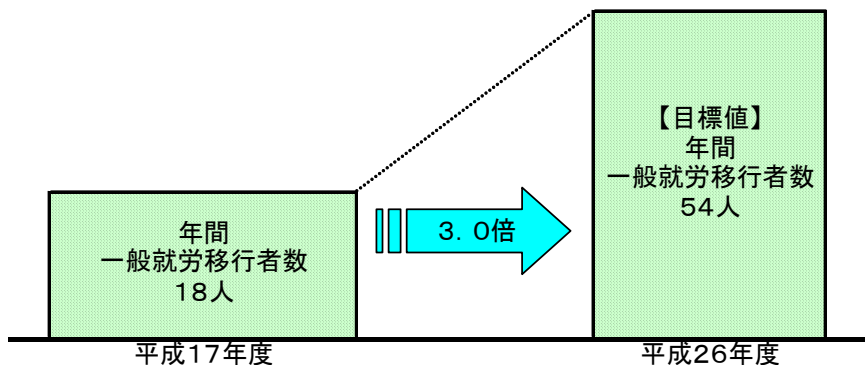
なお、福祉施設から一般就労へ移行する者は、平成23年度の目標値の年間54人に対し、平成22年度は年間45人となっています。

② 平成26年度目標値

福祉施設を利用する障害者等の一般就労への移行については、第1期及び第2期の計画における実績を踏まえ平成26年度中において平成17年度の3倍に当たる年間54人を目標とします。

項 目	数 値	考 え 方
平成17年度の一般就労移行者数	18人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労へ移行した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数 (A)	54人 ----- 3倍	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 【国指針：4倍】
【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	54人	平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて、福祉施設から一般就労する件数【国指針：(A)の全てを目標】
【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	17人 ----- 31.5%	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数 【国指針：(A)の3割を目標】
【目標値】障害者試行雇用事業の開始者数	27人 ----- 50.0%	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数 【国指針：(A)の5割を目標】
【目標値】職場適応援助者による支援対象者数	27人 ----- 50.0%	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援の利用者数 【国指針：(A)の5割を目標】
【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	54人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 【国指針：(A)の全てを目標】
【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置か所数	7か所	平成26年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数 【国指針：全ての圏域に1か所】

【目標値】就労移行支援利用者数	1,153人 ----- 19.8%	平成17年度において福祉施設を利用する者のうち、平成26年度までに就労移行支援を利用する者の数 【国指針：2割以上を目標】
【目標値】就労継続支援A型（雇用型）利用者数	698人 ----- 12.0%	平成26年度において就労継続支援を利用する者のうち、A型の利用者数 【国指針：3割以上を目標】



③ 就労支援のための方策

一般就労への移行を進めるため、鹿児島労働局及び商工労働水産部並びに教育庁等との連携を図るとともに、障害者の就業・生活両面にわたる相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の県内全圏域への設置を図るなど、次のような取組等により一般就労への移行を支援します。

- ・ 就労移行支援事業所と公共職業安定所等との連携を促進して、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業の活用を推進します。
- ・ 現在県内に4ヶ所ある障害者就業・生活支援センターについて、平成26年度末までに県内各圏域に全て設置して7ヶ所とし、就労を支援します。
- ・ 県の物品調達や庁舎等の管理において障害者雇用促進企業等における優遇措置を実施して、引き続き受注機会の拡大を支援します。

第3節 指定障害福祉サービスの見込量と確保策

指定障害福祉サービスについては、障害者等の自立と社会参加を促進するための確保策とあわせて次のとおりとします。

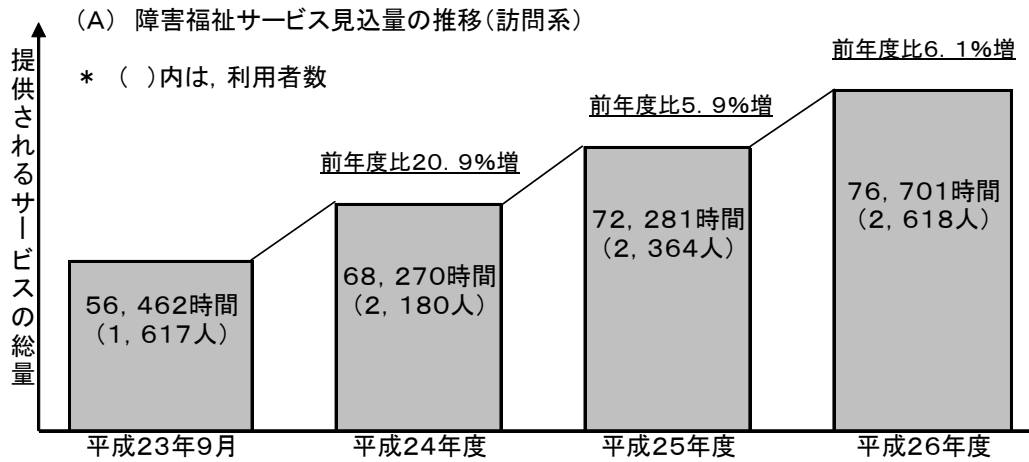
市町村の見込量や過去の実績、また同行援護や計画相談支援など新たなニーズを踏まえたものとします。

(1) 指定障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとのサービス見込量

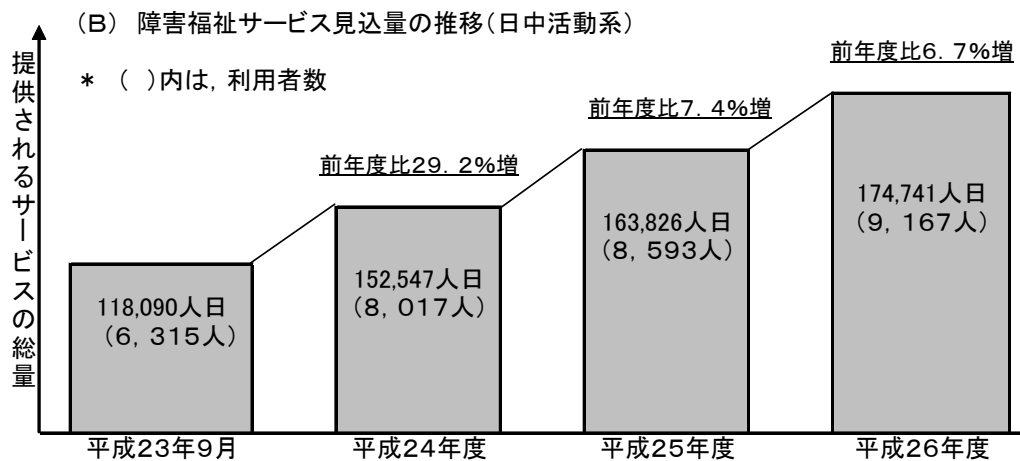
(単位：1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	68,270時間	72,281時間	76,701時間
	2,170人	2,364人	2,618人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	76,144人日	79,892人日	83,457人日
	3,731人	3,908人	4,077人
自立訓練(機能訓練)	922人日	1,071人日	1,188人日
	67人	80人	89人
自立訓練(生活訓練)	8,410人日	9,475人日	10,303人日
	453人	508人	558人
就労移行支援	10,463人日	11,889人日	13,182人日
	534人	598人	663人
就労継続支援(A型)	6,561人日	7,236人日	7,851人日
	392人	427人	461人
就労継続支援(B型)	50,047人日	54,263人日	58,760人日
	2,840人	3,072人	3,319人
小 計	152,547人日	163,826人日	174,741人日
	8,017人	8,593人	9,167人
療養介護	83人	88人	99人
短期入所	4,949人日	5,200人日	5,633人日
	682人	723人	769人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助			
共同生活介護	1,458人	1,595人	1,735人
施設入所支援	3,564人	3,554人	3,544人
(D) 相談支援			
計画相談支援	583人	1,100人	1,787人
地域移行支援	376人	390人	410人
地域定着支援	367人	383人	397人

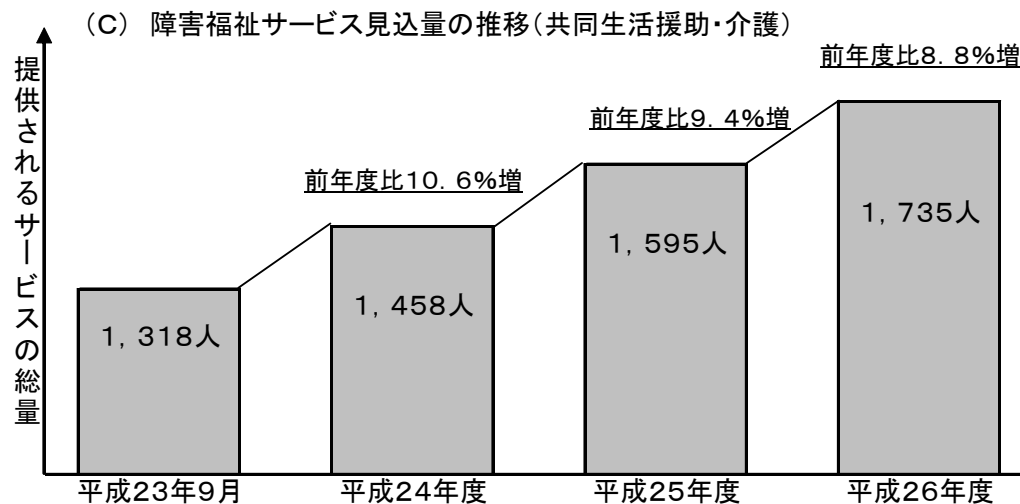
* 圏域ごとの見込量は巻末に記載しています。



- 1 : 「時間」 = 1 か月当たりの延べ利用時間数
- 2 : 平成24年度は新たに同行援護が加わるため平成23年度と比較して伸び率が大きくなる見込です。



- 1 : 「人日」 = 「1 か月の利用人数」 × 「1 人1 か月当たりの平均利用日数」
- 2 : 平成23年9月時点では旧体系のサービスが算定されていないため平成24年度の伸び率は大きくなる見込です。
- 3 : 療養介護及び短期入所は除きます。



(2) 見込量確保のための方策

障害者の自立と社会参加を促進するためのサービス提供体制の確保については、次のような取組を進めてまいります。

① 市町村における自立支援協議会の設置が法定化されたことから、未設置市町村における設置を支援するとともに、県自立支援協議会と各地域の自立支援協議会との連携を密にし、サービスの質的・量的充実や地域間のサービスの平準化を図ります。

② サービスの支給決定において、平成24年度から支給決定プロセスが見直され、サービス等利用計画作成対象者の拡大が見込まれるため、相談支援体制の充実が必要となります。

このため、引き続き相談支援従事者研修を実施して人材の育成を図るとともに、相談支援体制の強化を図るため、今後、市町村に設置される基幹相談支援センターへの支援を通じてサービスの必要量が充足される提供体制づくりを目指します。

③ 平成23年度に新たに開始され、今後サービスの増加が見込まれる同行援護については、同行援護従事者養成研修（一般課程・応用課程）を実施してサービス提供体制の確保に努めます。

第4節 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数

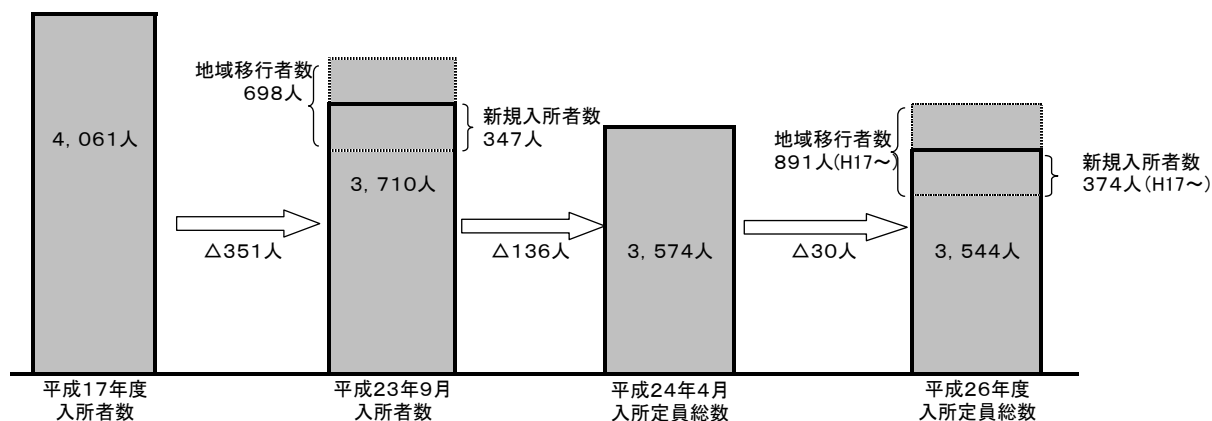
平成23年9月の施設入所者数は3,710人となっておりますが、新体系移行が完了する平成24年4月1日時点では定員は3,574人となる見込です。

施設入所者については、今後もグループホーム等を通じた地域生活への移行が進むと考えられますが、地域移行がこれまでにかなり進展していることや市町村における調査結果を踏まえて次のとおりとします。

(単位:人)

	平成23年9月 実績	平成23年度末 見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入所定員総数	3,710	3,574	3,564	3,554	3,544
減少数	—	136	10	10	10

【入所者数実績等と入所定員との関係】



第5節 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の種類ごとの見込み

事業名	24年度		25年度		26年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
①専門性の高い相談支援事業						
ア発達障害者支援センター運営事業	1	700	1	700	1	700
イ高次脳機能障害者支援センター (ア)	1	200	1	200	1	200
事業 (イ)	2	200	2	200	2	200
②広域的な支援事業						
ア県相談支援体制整備事業	1	—	1	—	1	—
イ県自立支援協議会	1	—	1	—	1	—
ウ障害児等療育支援事業	9	—	9	—	9	—
③人材育成事業						
ア相談支援従事者研修	1	100	1	100	1	100
イサービス管理責任者研修	1	300	1	300	1	300
ウ行動援護従事者研修	1	30	1	30	1	30
エ手話通訳者養成研修事業	2	40	2	40	2	40
オ盲ろう者通訳養成研修事業	2	20	2	20	2	20
カ音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	3	90	3	90	3	90
キ障害程度区分認定調査員等研修事業	10	360	10	320	10	280
④その他事業						
ア生活訓練等事業	7事業	—	7事業	—	7事業	—
イ障害者IT総合推進事業	1	30	1	30	1	30

- 1 高次脳機能障害者支援センター事業における「実施箇所数」及び「利用者数」については、(ア)は「センター設置数」、「相談件数に」、(イ)は「研修会開催回数」、「研修会参加者数」に読み替える。
- 2 人材育成事業の研修事業における「実施箇所数」は「研修開催回数」に、「利用者数」は「研修参加者数」に読み替える。

(2) 地域生活支援事業の事業内容

① 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援法に基づき、自閉症等の発達障害者及びその家族等に対し、支援を行う発達障害者支援センターを県こども総合療育センター内に設置しています。

支援センターにおいては、発達障害者及びその家族等からの発達に関する相談や就労・生活に関する相談に応じて、専門的な指導や助言を行うとともに、保育所等において発達障害に携わる方々を対象とした研修会等を開催し、人材の育成に取り組みます。

イ 高次脳機能障害者支援センター事業

高次脳機能障害者に対するサービスの質の向上を図るための支援拠点機関として、平成20年9月から県精神保健福祉センター内に高次脳機能障害者支援センターを設置しています。

支援センターにおいては、高次脳機能障害に関する普及・啓発や高次脳機能障害者の社会復帰に向けた専門的な相談支援を行うとともに、支援者や医療関係者等の技術向上に向けた研修会の開催や支援拠点病院（鹿大病院霧島リハビリテーションセンター）及び協力病院との連携を図り、地域における相談支援体制の整備を図ります。

② 広域的な支援事業

ア、イ 県相談支援体制整備事業、県自立支援協議会

県内における市町村の自立支援協議会の設置状況は、平成23年11月現在、27市町村となっています。このため県内アドバイザーの派遣等により、全市町村における自立支援協議会の立ち上げを支援します。

また、設置済みの市町村においても、協議会が単なる行政からの報告の場にとどまっているなどの課題もあります。今後は県自立支援協議会の支援により圏域毎に行政及び関係者による協議会等を設置し、市町村における自立支援協議会の活性化を図ります。

県自立支援協議会は、サービス提供等における全県的課題を整理し、その対応方策等を還元することにより地域の相談支援体制の支援を図ります。

ウ 障害児等療育支援事業

障害児等の地域における生活を支えるため、障害児等に関する事業を実施する県内9箇所の社会福祉法人等の療育支援事業所に

対し障害児等療育支援事業を委託しています。

療育支援事業所においては訪問療育指導及び外来療育指導の実施や保育所等の職員に対する療育技術の指導を行うとともに、県こども総合療育センター等との連携を図り、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる体制の充実を図ります。

③ 人材育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑になされるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成し、サービス等の質の向上を図ります。

ア 相談支援従事者研修

相談支援専門員は、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害者等と市町村及び指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行っています。また、支給決定障害者等の依頼を受けて障害福祉サービスの種類及び内容等の事項を定めたサービス利用計画を作成し、適切なサービスの提供が確保されるようサービス事業者、利用者等との連絡調整等を行うものであり、必要な知識、技能を有する相談支援専門員の養成を図るための研修を実施します。

イ サービス管理責任者研修

サービス管理責任者は、専門的知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの技術を持ち、さらにはサービス提供責任者に対する指導的立場が期待されていることから、サービス管理責任者研修及び相談支援従事者研修を受講・終了することが資格要件とされています。

よって、必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図るための研修を実施します。

ウ 行動援護従事者研修

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき当該障害者等が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に必要な知識・技法を習得することを目的として行動援護従事者の養成を図ります。

エ 手話通訳者養成研修

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、かつ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、市町村のコミュニケーション支援事業において

手話通訳者として活躍できる人材を養成します。

オ 盲ろう者通訳養成事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

カ 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により咽頭を全摘出し、音声機能を喪失した者に対し、社会復帰を促進するため発声訓練を行い、又訓練に携わる指導員を養成するため研修会に派遣します。

キ 障害程度区分認定調査員等研修事業

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員、市町村審査会委員及び主治医（意見書を記載する医師）に対する各研修を実施します。

④ その他事業

ア 生活訓練等事業

障害者等に対し、日常生活上において必要な訓練・指導を行うことにより、生活の質的向上を図ります。

【事業内容】

- ・オストメイト社会適応訓練事業
- ・脊髄損傷者生活訓練事業
- ・リウマチ身体障害者生活訓練事業
- ・腎機能障害者生活訓練事業
- ・視覚障害者生活訓練事業
- ・中途失明者緊急生活訓練事業
- ・聴覚障害者生活訓練事業 など

イ 情報支援等事業

(ア) 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県障害福祉課内に配置し、県庁内での手話通訳業務（福祉行政相談、保健医療相談、就労相談等）の他、各種大会での手話通訳等を行います。

(イ) 字幕入り映像ライブラリー設置事業

字幕付きDVDの製作委託・貸し出しを行い、テレビ・ラジオ等の音声情報を享受することのできない聴覚障害者の生活文化の向上を図り、社会参加と自立の促進を図ります。

(ウ) 盲ろう者通訳介助員派遣事業

視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重複障害者（盲ろう者）に対して通訳介助員を派遣して、盲ろう者の自立と社会参加の促進を図ります。

ウ 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するために、スポーツ・芸術活動に関する事業や要約筆記者を養成する社会参加促進事業を実施します。

- ・ 障害者社会参加推進センター運営事業
- ・ 身体障害者補助犬給付事業
- ・ 奉仕員養成研修事業
（対象：要約筆記者，点訳奉仕員，音声訳奉仕員等）
- ・ スポーツ・レクリエーション教室開催事業
- ・ 芸術・文化講座開催事業
（ミニコンサート，絵手紙・フラワーアレンジメント教室等）
- ・ その他
（精神障害者家族相互支援推進事業，スポーツボランティア養成運営事業等）

エ 障害者 I T 総合推進事業

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り，I T を活用した障害者の社会参加を促進することを目的とし，障害者 I T サポートセンターを拠点として，パソコン等情報通信機器の利用方法やパソコン利用による在宅就労等の相談支援，パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣，その他障害者の I T 利活用を支援する事業を行います。

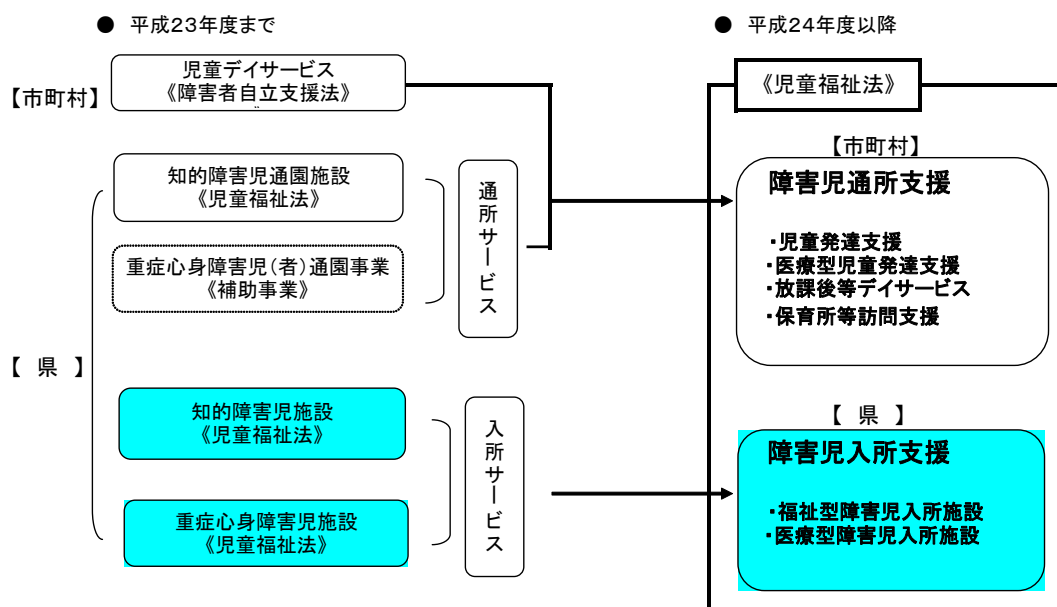
第6節 障害児福祉サービス

障害児を対象とした支援については、現行の知的障害児施設、重症心身障害児施設等に分かれていた施設体系について、児童福祉法の一部改正等により、平成24年4月からは通所による支援が「障害児通所支援」に、入所による支援が「障害児入所支援」に一元化されます。

障害児通所支援については、市町村が実施主体となり、児童発達支援事業（現行の児童デイサービス等）や放課後等デイサービスが実施されます。

障害児入所支援については、都道府県が実施主体となり、知的障害児施設、重症心身障害児施設等は障害児入所施設となります。

【障害児支援の平成24年度からの新サービス体系】



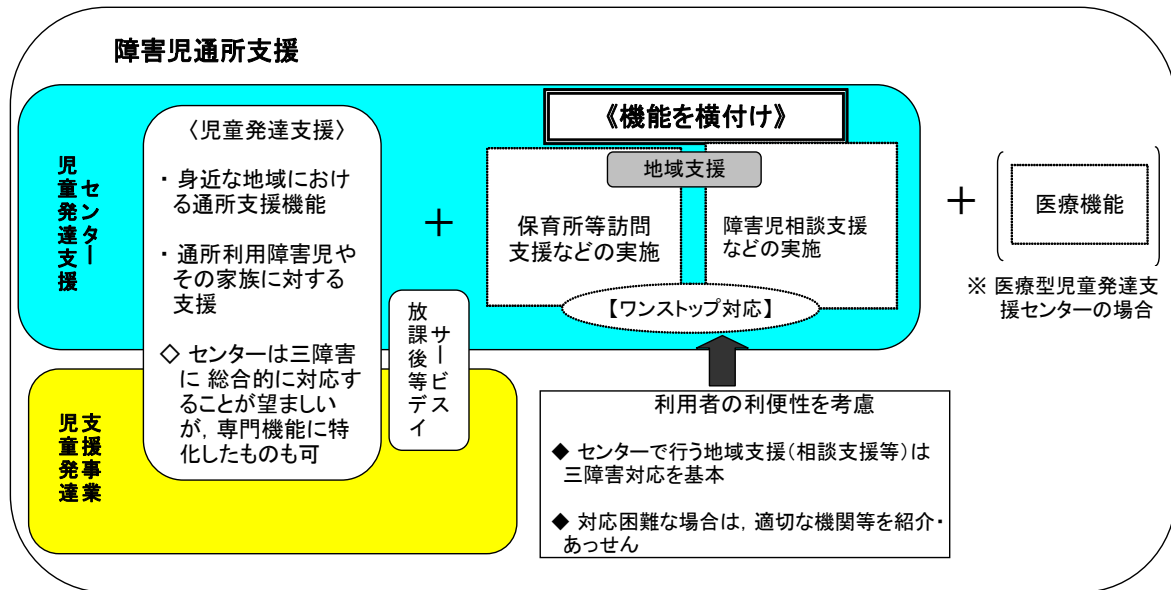
(1) 障害児通所支援

障害種別に関わりなく身近な地域で適切な支援が受けられるよう、市町村が実施主体となって、児童発達支援や放課後等デイサービスなどを地域で展開します。

また、障害児通所支援を利用するすべての障害児について障害児支援利用計画を作成することとなり、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かい支援が図られます。

県としては、平成22年6月に開所した県こども総合療育センターにおいて発達障害児等を対象に専門的な診断や検査等を実施するとともに、市町村職員をはじめ、地域で障害児支援に関わる関係者の人材

育成や障害児通所支援事業所等，関係機関と連携した支援に引き続き努めてまいります。



(2) 障害児入所支援

現行の障害児入所施設は「福祉型」と「医療型」に移行します。

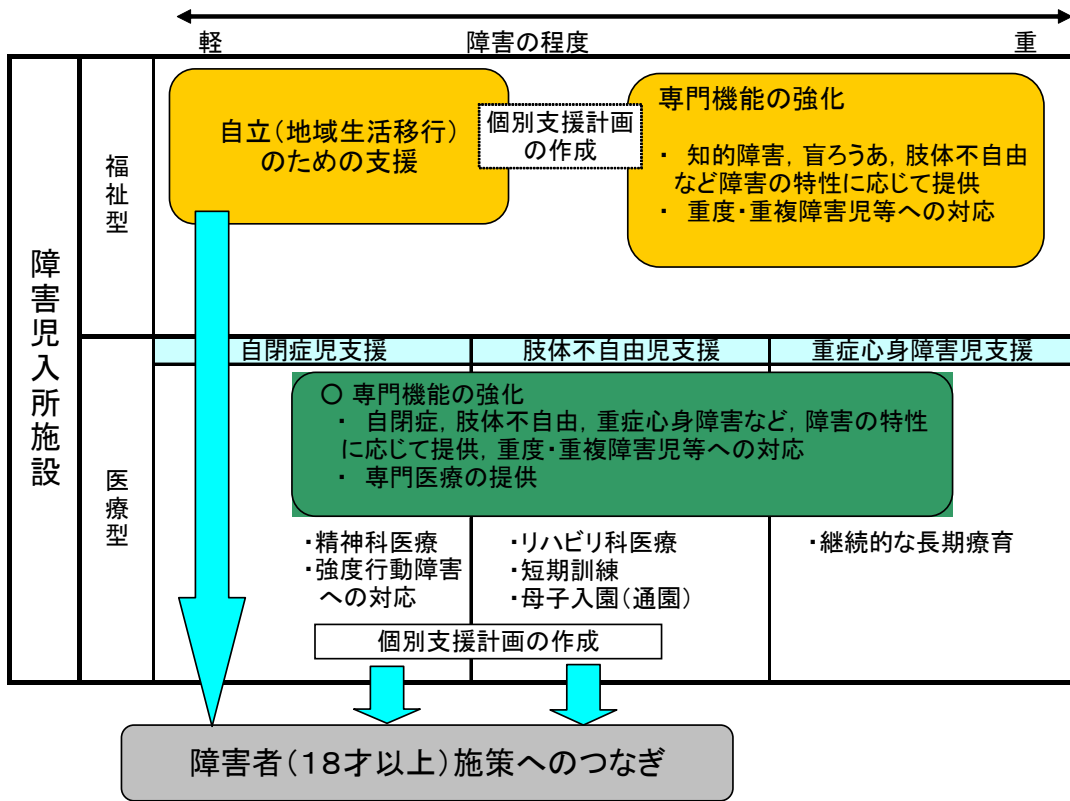
福祉型入所施設においては，障害の特性に応じたサービスの提供や重度・重複化への対応，障害者施策につなぐための自立支援の機能を強化するなど，支援目標を明確化し，個別支援計画を踏まえた保護や日常生活等の支援の提供を図ります。

また，医療型入所施設においては，現在の専門性を維持するものに加えて複数の機能を併せ持つものも設置できます。支援内容については，施設での保護や日常生活の指導などを行うとともに，障害者施策につなげる観点から個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指します。

なお，障害児施設に入所している18歳以上の者は，障害者自立支援法に基づく障害者施策で対応することになるため，自立（地域生活移行）を目指した支援を指導してまいります。

児童福祉法の改正に伴う障害児施設から障害者支援施設等への移行については，計画上の入所定員総数に関わらず円滑な移行に配慮して施設を指定します。

【障害児入所支援イメージ図】



第7節 指定障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講じる措置

(1) 人材育成・研修

障害者に対するサービス等の質の向上を図るため、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要であることから、相談支援事業所において障害者等の相談に応じ、情報の提供や助言を行うほかサービス利用計画を作成し、サービス事業者、利用者等との連絡調整等を行う相談支援専門員を養成する研修を実施します。

また、サービス事業所において専門的知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの技術を持ち、さらにはサービス提供責任者に対して指導等を行う、サービス管理責任者を養成する研修を実施します。

さらに、行動援護従事者や平成23年10月から創設された同行援護についても従業者研修を実施します。

加えて、市町村職員や身体障害者相談員及び知的障害者相談員についても研修等を開催するなど人材の育成を図り、サービスの質の向上に努めます。

(2) 事業者に対する第三者評価

指定障害福祉サービス等の質を向上する方策として、事業者から提供されるサービスについて公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度の活用を推進します。

(3) 事業者に対する指導

指定障害サービス事業者に対し、従業者、設備及び運営に関する基準等を周知徹底し、その遵守を求めため実地指導を行います。

また、指定障害サービス事業者等が行うサービスの内容が法令基準等に違反する疑いがあると認められる場合には、事実関係の把握や指導を実施してサービスの質の維持・向上に努めます。

(4) 障害者等に対する虐待防止

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見等を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月から施行されます。

障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、自立や社会参加にとってその防止が極めて重要であることから、法律の施行を踏まえ、県に「障害者権利擁護センター」を設置するとともに、「障害者虐待防止対策支援事業」等により虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速な対応、再発の防止等に努めます。

第5章 計画の達成状況の点検及び公表等

第1節 計画の達成状況の点検及び公表

この計画の達成状況については、サービスの見込量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の状況等を県障害者施策推進協議会に報告し、協議会での意見を踏まえながら取組を推進します。

計画の進捗状況については、毎年度県ホームページ等により広く県民の方々へ公表します。

第2節 計画の策定経緯

[平成23年]

6月30日	厚生労働省説明会
8月26日	市町村へ第3期計画策定に係る説明会
9月	市町村へのサービス見込量等調査
10月 中旬	障害者団体等及び市町村への聞き取り調査
10月～11月	退院可能精神障害者等について精神科病院へ調査
11月21日	第1回県自立支援協議会（骨子案協議）
11月25日	第1回県障害者施策推進協議会（骨子案協議）

[平成24年]

1月31日	第2回県障害者施策推進協議会（素案協議）
2月 8日	第2回県自立支援協議会（素案協議）
2月～3月	パブリックコメント実施
3月 9日	議会環境厚生委員会へ計画案説明
3月 末	第3期障害福祉計画決定

【巻末資料】

第1 圏域ごとの障害福祉サービス見込量

圏域ごとの障害福祉サービスの見込量は次のとおりとします。

県全体を1区域とする「生活介護」「療養介護」「就労支援B型」「施設入所支援」についても便宜上、圏域ごとに記載しています。

【鹿児島圏域】

(単位:1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	27,866時間 961人	29,182時間 1,019人	30,582時間 1,081人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	29,268人日 1,370人	29,552人日 1,381人	29,835人日 1,392人
自立訓練(機能訓練)	23人日 2人	34人日 3人	45人日 4人
自立訓練(生活訓練)	1,756人日 123人	2,044人日 143人	2,373人日 166人
就労移行支援	2,960人日 151人	3,092人日 157人	3,224人日 163人
就労継続支援(A型)	2,779人日 162人	2,801人日 163人	2,823人日 164人
就労継続支援(B型)	20,743人日 1,088人	22,881人日 1,198人	25,208人日 1,319人
療養介護	21人	24人	28人
短期入所	1,864人日 236人	1,895人日 238人	1,926人日 240人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	422人	469人	511人
共同生活介護			
施設入所支援			
施設入所支援	1,005人	1,008人	1,010人
(D) 相談支援			
計画相談支援	215人	406人	659人
地域移行支援	126人	126人	126人
地域定着支援	124人	125人	126人

(参考) 圏域別手帳所持者, 事業所数 (平成23年4月1現在)

鹿児島圏域	手帳所持者数
身体障害者	32,530人
知的障害者	5,474人
精神障害者	3,988人
合計	41,992人

(単位:箇所)

	居宅介護・訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
鹿児島圏域	96	19	2	39	9	15	47	0	21	26	26	13	13	21	347

【南薩圏域】

(単位：1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,493時間	5,053時間	5,614時間
	144人	160人	186人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	7,192人日	7,942人日	8,692人日
	344人	379人	414人
自立訓練(機能訓練)	33人日	44人日	55人日
	3人	4人	5人
自立訓練(生活訓練)	484人日	528人日	572人日
	22人	24人	26人
就労移行支援	1,430人日	1,694人日	1,936人日
	65人	77人	88人
就労継続支援(A型)	1,056人日	1,386人日	1,672人日
	48人	63人	76人
就労継続支援(B型)	4,988人日	5,396人日	5,826人日
	248人	269人	291人
療養介護	7人	7人	8人
短期入所	601人日	626人日	799人日
	69人	79人	89人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	172人	191人	211人
共同生活介護			
施設入所支援	382人	399人	424人
(D) 相談支援			
計画相談支援	55人	105人	170人
地域移行支援	21人	22人	24人
地域定着支援	10人	10人	10人

(参考) 圏域別手帳所持者，事業所数 (平成23年4月1現在)

南薩圏域	手帳所持者数
身体障害者	10,755人
知的障害者	1,491人
精神障害者	600人
合計	12,846人

(単位：箇所)

	居宅介護・ 重度訪問介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
南薩圏域	20	2	0	10	3	5	11	0	4	11	10	4	2	11	93

【北薩圏域】

(単位：1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,503時間	5,195時間	6,002時間
	216人	245人	278人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	12,562人日	13,412人日	14,247人日
	576人	615人	654人
自立訓練(機能訓練)	724人日	785人日	831人日
	42人	45人	47人
自立訓練(生活訓練)	1,856人日	2,102人日	2,325人日
	86人	98人	108人
就労移行支援	2,144人日	2,406人日	2,703人日
	111人	125人	141人
就労継続支援(A型)	896人日	1,022人日	1,126人日
	42人	48人	53人
就労継続支援(B型)	8,812人日	9,478人日	10,143人日
	517人	549人	582人
療養介護	13人	13人	15人
短期入所	740人日	816人日	898人日
	86人	94人	104人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	181人	194人	209人
共同生活介護			
施設入所支援	500人	496人	490人
(D) 相談支援			
計画相談支援	72人	135人	220人
地域移行支援	11人	10人	10人
地域定着支援	28人	34人	39人

(参考) 圏域別手帳所持者，事業所数 (平成23年4月1現在)

北薩圏域	手帳所持者数
身体障害者	14,906人
知的障害者	2,163人
精神障害者	915人
合計	17,984人

(単位：箇所)

	居宅介護・ 重度訪問介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
北薩圏域	26	6	0	5	5	4	14	0	4	10	12	5	4	8	103

【始良・伊佐圏域】

(単位:1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	16,435時間 191人	16,721時間 206人	17,029時間 222人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	6,743人日	6,953人日	7,173人日
	348人	359人	371人
自立訓練(機能訓練)	13人日	14人日	15人日
	2人	2人	2人
自立訓練(生活訓練)	1,354人日	1,392人日	1,432人日
	70人	72人	75人
就労移行支援	960人日	1,008人日	1,057人日
	49人	52人	56人
就労継続支援(A型)	313人日	320人日	328人日
	15人	15人	16人
就労継続支援(B型)	4,416人日	4,525人日	4,639人日
	230人	237人	244人
療養介護	22人	24人	26人
短期入所	532人日	551人日	570人日
	73人	76人	79人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	218人	234人	250人
共同生活介護			
施設入所支援	295人	293人	291人
(D) 相談支援			
計画相談支援	78人	146人	238人
地域移行支援	93人	103人	113人
地域定着支援	37人	37人	37人

(参考) 圏域別手帳所持者，事業所数 (平成23年4月1現在)

始良・伊佐圏域	手帳所持者数
身体障害者	15,041人
知的障害者	2,199人
精神障害者	840人
合計	18,080人

(単位:箇所)

	居宅 重度 訪問 介護	行 動 援 護	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	生 活 介 護	自 立 訓 練	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援	療 養 介 護	児 童 デ イ	短 期 入 所	共 同 生 活 援 助	共 同 生 活 介 護	施 設 入 所 支 援	相 談 支 援	合 計
始良・伊佐圏域	32	3	0	7	5	3	10	1	7	11	13	4	3	8	107

【大隅圏域】

(単位: 1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	6,534時間	6,798時間	7,137時間
	293人	315人	331人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	13,633人日	14,271人日	14,828人日
	753人	784人	812人
自立訓練(機能訓練)	37人日	64人日	91人日
	10人	14人	18人
自立訓練(生活訓練)	1,829人日	1,921人日	1,974人日
	92人	96人	101人
就労移行支援	1,737人日	2,202人日	2,510人日
	101人	116人	132人
就労継続支援(A型)	1,298人日	1,395人日	1,506人日
	109人	117人	126人
就労継続支援(B型)	5,293人日	5,896人日	6,493人日
	321人	356人	391人
療養介護	8人	8人	9人
短期入所	668人日	703人日	753人日
	103人	108人	115人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	214人	231人	248人
共同生活介護			
施設入所支援	682人	678人	642人
(D) 相談支援			
計画相談支援	92人	174人	282人
地域移行支援	94人	94人	96人
地域定着支援	145人	149人	151人

(参考) 圏域別手帳所持者, 事業所数 (平成23年4月1現在)

大隅圏域	手帳所持者数
身体障害者	19,156人
知的障害者	2,616人
精神障害者	1,102人
合計	22,874人

(単位: 箇所)

	居宅介護・ 重度訪問介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
大隅圏域	38	4	0	16	11	12	22	0	5	26	16	6	11	10	177

【熊毛圏域】

(単位:1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	3,658時間	3,808時間	3,918時間
	46人	48人	49人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	1,774人日	1,912人日	2,050人日
	98人	106人	114人
自立訓練(機能訓練)	25人日	27人日	33人日
	2人	2人	2人
自立訓練(生活訓練)	205人日	220人日	246人日
	14人	15人	17人
就労移行支援	143人日	195人日	249人日
	7人	10人	12人
就労継続支援(A型)	22人日	44人日	44人日
	6人	8人	9人
就労継続支援(B型)	1,998人日	2,083人日	2,168人日
	120人	125人	130人
療養介護	3人	3人	3人
短期入所	32人日	32人日	36人日
	6人	6人	7人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	108人	119人	130人
共同生活介護			
施設入所支援	108人	108人	108人
(D) 相談支援			
計画相談支援	20人	37人	61人
地域移行支援	17人	17人	17人
地域定着支援	15人	15人	15人

(参考) 圏域別手帳所持者, 事業所数 (平成23年4月1現在)

熊毛圏域	手帳所持者数
身体障害者	3,465人
知的障害者	543人
精神障害者	131人
合計	4,139人

(単位:箇所)

	居宅介護・重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
熊毛圏域	8	1	0	2	1	1	4	0	3	3	2	2	1	1	29

【奄美圏域】

(単位:1か月当たり利用延べ時間数・日数・人数)

区分	24年度	25年度	26年度
	見込量	見込量	見込量
(A) 訪問系サービス			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	4,781時間	5,524時間	6,419時間
	319人	371人	471人
(B) 日中活動系サービス			
生活介護	4,972人日	5,850人日	6,632人日
	242人	284人	320人
自立訓練(機能訓練)	67人日	103人日	118人日
	6人	10人	11人
自立訓練(生活訓練)	926人日	1,268人日	1,381人日
	46人	60人	65人
就労移行支援	1,089人日	1,292人日	1,503人日
	50人	61人	71人
就労継続支援(A型)	197人日	268人日	352人日
	10人	13人	17人
就労継続支援(B型)	3,797人日	4,004人日	4,283人日
	316人	338人	362人
療養介護	9人	9人	10人
短期入所	512人日	577人日	651人日
	109人	122人	135人
(C) 居住系サービス			
共同生活援助	143人	157人	176人
共同生活介護			
施設入所支援	326人	331人	330人
(D) 相談支援			
計画相談支援	51人	97人	157人
地域移行支援	14人	18人	24人
地域定着支援	8人	13人	19人

(参考) 圏域別手帳所持者, 事業所数 (平成23年4月1現在)

奄美圏域	手帳所持者数
身体障害者	10,533人
知的障害者	1,394人
精神障害者	757人
合計	12,684人

(単位:箇所)

	居宅介護・ 重度訪問介護	行動援護	重度障害者等 包括支援	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	療養介護	児童デイ	短期入所	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援	相談支援	合計
奄美圏域	38	1	0	6	4	1	9	0	3	8	5	3	2	9	89

第2 障害者自立支援法における介護給付等の内容

	種 類	内 容
訪 問 系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び移動中の介護を総合的に供与する。
	同行援護 (H23年10月創設)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者につき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。
日 中 活 動 系	生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。
	自立訓練（機能訓練）	障害者につき、1年6か月以内の期間にわたり、障害者支援施設等において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション等の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障害者又は精神障害者につき、2年（長期入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては3年）以内の期間にわたり、障害者支援施設等において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、2年（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあつては、3年又は5年）以内の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行う。
	就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
	就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
	療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話を供与する。
	短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。

居 住 系	共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う。
	共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
	施設入所支援	生活介護を受けている者又は自立訓練若しくは就労移行支援を受けている者であって、入所させながら当該訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの等につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
相 談 支 援	計画相談支援	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者等を対象として、サービス利用計画を作成することとなったことから、計画の作成を支援するもの。提供体制の整備が必要なことから今後3年間で対象が拡大される。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜を供与するもの。
	地域定着支援	居宅において単身等により生活している障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他の便宜を供与するもの。